

奈義町環境基本計画

【改訂版】

—2016—



奈 義 町

はじめに

平成14年3月に策定しました「奈義町環境基本計画」から13年が経過し、その間、平成23年3月11日発生した東日本大震災では、電力不足により経済活動が停滞するなど、全国の社会経済に大きな影響を与えました。このことは、私たちに大量の資源・エネルギーを消費する今日の社会のあり方やライフスタイルの見直し、環境問題を改めて認識されるようになりました。これから新たな環境重視の時代を迎え、奈義町の環境課題を考え、それらの課題を克服していかなければなりません。

奈義町は、雄大な国定公園那岐山や滝山を背景に豊かな自然に恵まれています。そこに生息・育生する動物や植物、美しい景観など、奈義町の自然環境に配慮したまちづくり、環境づくりを今後も推進していく必要があります。今回策定した「奈義町環境基本計画【改訂版】-2016-」は、前回策定の計画理念を踏襲しつつ、環境情勢の変化に伴う新たな課題や視点に対応するよう改訂を行いました。

計画の見直しに当たり、奈義町環境基本計画再検討委員を始め奈義町議会、奈義町環境保全及び公害対策審議会委員の皆様には、熱心にご審議をいただくとともに、御意見、御提言をいただきましたことに御礼申し上げます。

奈義町の誇る素晴らしい環境を次の世代へ引き継いでいくためには、身近な自然環境、地球環境問題への関心と理解を深め、奈義町の理想的環境像「自然環境と文化にあふれたクリーンなまち奈義」を目指し、町民・事業者・町の連携と協働により、この計画の推進に向け邁進していきますので、皆様方の更なる御参加と御協力をいただきますようお願い申し上げます。

平成28年3月

奈義町長 笠 木 義 孝

目 次

第1章 計画策定の基本的事項	1
第1節 計画策定の背景	1
第2節 役割と位置づけ	2
1. 計画の役割	2
2. 計画の位置づけ	2
第3節 計画の期間	3
第4節 計画の対象	3
1. 対象地域	3
2. 対象とする環境要素	3
第5節 計画策定の視点	4
1. 社会的背景に応じた総合的・長期的な施策の推進	4
2. 奈義町らしさを重視した施策の推進	5
第2章 奈義町の地域概況	7
第1節 自然的条件	7
1. 位置・地勢	7
2. 気候	8
第2節 社会的条件	9
1. 人口等	9
2. 産業	10
3. 土地利用	12
第3章 奈義町の環境の現状	13
第1節 水環境	13
1. 河川の状況	13
2. 汚水処理の状況	13
3. 河川の水質調査結果	14
第2節 大気環境	15
1. 二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質	15
2. 光化学オキシダント	16
第3節 騒音・振動及び悪臭	16
1. 騒音・振動及び悪臭の規制	16
2. 公害に関わる苦情の現状	16
第4節 自然環境	17
1. 植物の状況	17

2. 動物の状況	19
4. 自然景観資源	24
第5節 快適環境	26
1. 文化財等	26
第6節 循環型社会	28
1. ごみ処理の状況	28
2. し尿等処理の状況	29
3. 苦情の状況	29
4. 太陽光発電設備の導入状況	29
第7節 環境特性	30
第8節 環境の課題	31
1. 環境の現況と課題	31
2. アンケート調査による環境の評価と課題	32
第4章 計画の目標と基本方針	35
第1節 奈義町の理想的環境像	35
第2節 基本理念	36
第3節 基本目標	37
第4節 基本施策	38
第5節 各主体の役割	39
第5章 環境施策に対する配慮指針	40
I 安全で快適な環境づくり	40
II 自然と共生する環境づくり	44
III 循環を目指した無駄のない環境づくり	47
IV 地球環境保全に留意した環境づくり	51
V みんなで取り組む環境づくり	55
第6章 計画の推進	57
第1節 計画推進の考え方	57
第2節 計画の推進体制	58
第3節 計画推進のための重点施策	59
資料編	61
資料1. 奈義町環境基本条例	62
資料2. 奈義町環境基本計画再検討委員会委員名簿	67
資料3. 奈義町環境基本計画【改訂版】-2016-策定の経緯	68
資料4. 環境用語集	70

第1章 計画策定の基本的事項

第1節 計画策定の背景

これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄を続けてきた社会経済システムは、多くの人の日常生活の利便性を高めました。その一方で、廃棄物や二酸化炭素の増加などによる環境負荷の増大は、地球温暖化や生物多様性*の損失など、世界規模の環境問題になっています。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、電力不足により経済活動が停滞するなど、日本の社会経済に大きな影響を与えることとなりました。そのことは、大量の資源・エネルギーを消費する今日の社会のあり方を見つめ直し、持続可能な社会の必要性を改めて認識する一つの契機となりました。

また、社会問題となっている人口の減少、高齢化、農業の衰退などに伴って地域の森林や里山、農地が荒廃し、過去から受け継がれてきた農山村の環境が失われることが懸念されています。今ある豊かな自然環境を守り、次世代につなげていくための取組が喫緊の課題となっています。

河川やため池に関わる水の循環という観点から見れば、最上流の奈義町是那岐山、滝山という山地・森林を擁する水源として重要な位置にあります。奈義町を源流とする水域は滝川・馬桑川、さらに吉井川を南下し瀬戸内海につながっています。私たちの住む自然豊かな地域が、広域的環境にも深く係わっていることを改めて認識し、私たち一人ひとりが、次の世代のために真剣に環境保全に取り組んでいくことが課題となっています。

奈義町環境基本計画【改訂版】-2016-（以下「本計画」という。）は、平成14年3月に策定した奈義町環境基本計画の理念を踏襲しつつ、環境情勢の変化に伴う新たな課題や視点に対応するよう改訂したものです。



国定公園那岐山

※生物多様性: 地球上の生物は、未知のものを含めると3,000万種ともいわれる多様な生物が存在している。生物多様性とは、一つひとつに個性がある生命が、網の目のようにさまざまな関係でつながっていることを指す。

第2節 役割と位置づけ

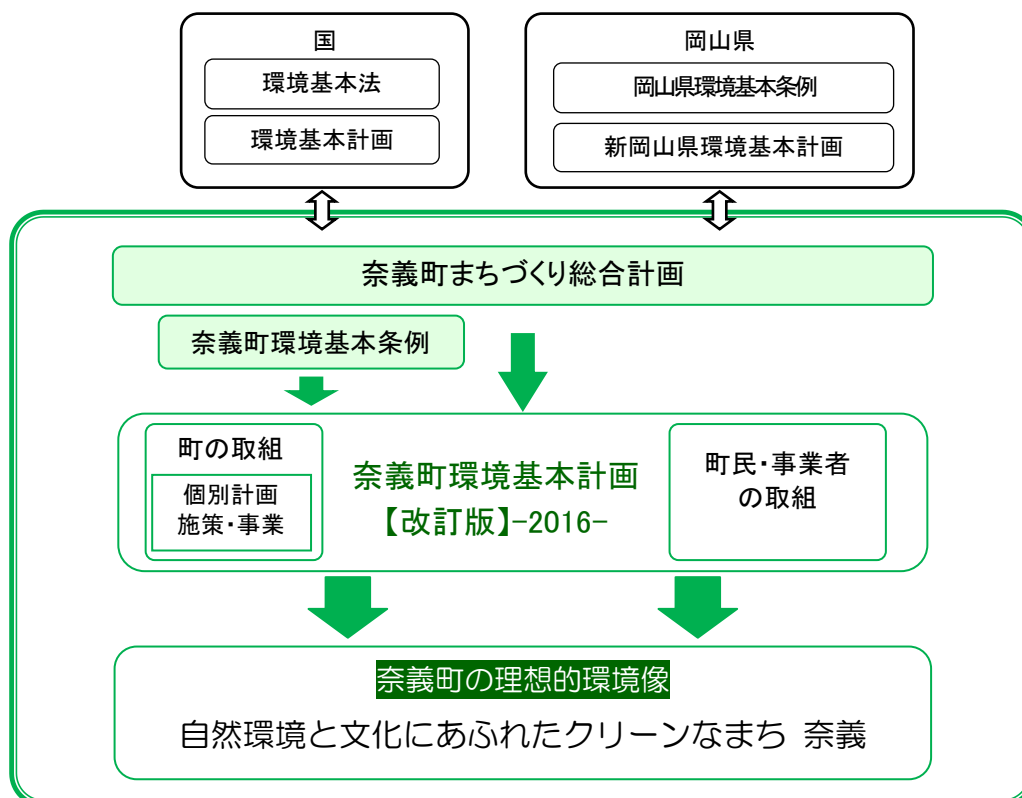
1. 計画の役割

奈義町の町民・事業者・町の連携と協働により、地域の環境資源を適切に管理し、より良い環境を創出し、それらを総合的かつ計画的に、そして持続的に維持していくことを目的とし、次の3つの役割を担います。

- 1 奈義町における望ましい環境像の実現に向けた方向性を示す。
- 2 環境の保全及び創造に関する環境行政の基本的な方針・考え方を示す。
- 3 町民・事業者・町が取り組むべき事項を明らかにする。

2. 計画の位置づけ

本計画は、奈義町環境基本条例に基づく環境行政の基本の計画として、環境施策を総合的かつ計画的に推進することにより、奈義町の理想的な環境像の実現を目指すものです。町民・事業者・町の協働による、良好な環境の保全・復元・創出のため、町民・事業者・町にとっての長期的な目標及び実現のための具体的施策を示し、施策推進の方向づけを行います。



第3節 計画の期間

本計画は、初年度を平成28年度とし、目標年度をおおむね平成37年度としますが、今後については、本計画の取組状況を評価するとともに、環境に関わる社会情勢の変化などがあった場合に、必要に応じて見直しを行うこととします。

第4節 計画の対象

1. 対象地域

本計画は、奈義町全域をその対象地域とし、町の区域外に及ぶ環境への負荷の低減に努めます。大気、水、地球環境に関わる問題など、広域的な取組を必要とする施策については、国及び他の地方公共団体などと連携して、その推進に努めます。

2. 対象とする環境要素

本計画は、前計画の「環境分野」と「対象とする環境要素」を継承し、次のように設定します。

環境分野	対象とする環境要素
生活環境	水質、大気、騒音・振動、悪臭、化学物質など
自然環境	生物多様性、特定外来生物、自然景観、森林・里山、農地、自然資源の活用、文化財、景観、など
循環型社会	循環型社会、廃棄物、水循環など
地球環境	地球温暖化防止、低炭素社会、再生可能エネルギー、省資源・省エネルギーなど
環境学習・教育及び環境保全活動	役割認識、自主積極行動、環境教育、環境学習、環境保全活動など

第5節 計画策定の視点

本計画策定の視点は、第一に「社会的背景に応じた総合的・長期的な施策を推進すること」、第二に「奈義町らしさを重視した施策を推進すること」を基本とします。

1. 社会的背景に応じた総合的・長期的な施策の推進

現在は、ほとんどの公共事業の計画あるいは実施に際して、環境への配慮なしでは進められないほど、環境の大切さが認識されている時代です。また環境意識の高まりによって、良好な環境が国民の健康的で文化的な生活の基盤となるものとして再認識されてきています。この環境が一度破壊されると回復に多大な時間がかかったり、回復できなくなることもあるため、良好な環境を保全あるいは創造して、将来に受け継いでいくことが現在の私たちの使命です。そのために、私たちには周辺の環境の状況を十分に認識し、総合的・長期的な観点から環境保全に関わる施策を練り上げ、推進していく必要があります。

具体的には、私たちの町内の生活環境、自然環境、社会環境、さらには文化的環境も対象にした基礎調査を行い、奈義町の環境の状況を把握します。それらを奈義町の環境条件として整理し、計画の策定や運用に反映していきます。さらに次の視点からも施策を展開していく方針です。

①環境に関する情報整理と公開

町民の環境に対する認識を高めるために、生活の多様さに応じた各環境に関する情報を整理し、公開する必要があります。町のホームページにおいて、環境データの情報発信を行います。

②循環型環境づくりの推進

循環型社会形成推進基本法が制定され、これまで以上に循環型社会の形成が求められています。生物生態系を含めた自然循環、廃棄物などの社会の物質循環など、循環型社会の形成を推進します。

③良好な環境を将来の世代へ継承

今日の環境問題は、事業活動はもとより日常の町民活動も含め全ての人間の活動と関わりがあります。一人ひとりの努力によって、環境への負荷の少ない地域社会を形成し、それを将来に引き継いでいくことが求められます。

奈義町の環境を理解し、地球環境への認識を深める環境学習・環境教育を推進します。町民・事業者・町との連携、協働を強化しながら持続的な発展が可能な地域社会の形成を目指します。

2. 奈義町らしさを重視した施策の推進

奈義町を特徴づける自然的、社会的さらには文化的環境資源などのすべてが、地域のかげがえのない環境資源であることを認識し、これらを適切に保全し活用していく方策を検討します。そのために以下の視点に立って環境保全とまちづくりが一体化した総合的な施策を進めます。

(1) 奈義町の自然環境に配慮したまちづくりの推進

国定公園那岐山及び滝山の高山地形、裾野の丘陵地形、そこに生息・生育する動物や植物、美しい景観、そして大イチョウなど、奈義町の自然環境に配慮したまちづくりを推進します。

(2) 廃棄物の適正処理に配慮したまちづくりの推進

自然環境に恵まれた町であるだけに、ごみなどのポイ捨てや放置、不法投棄が目立つ傾向にあります。このため、町民、事業者にはごみ処理のマナーの向上を啓発するとともに、国道の通過者にはポイ捨てなどを発生させないように呼びかけます。

また、最近問題となっている家庭ごみなどの不法な野焼きの禁止、廃棄物の適正処理を進めます。廃棄物処理法、容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、建設リサイクル法、グリーン購入法などに基づいて積極的に町民、事業者と協力をして取り組みます。

(3) 河川やため池などの水辺に配慮したまちづくりの推進

那岐山や滝山などの中国山地を源とした中小河川が多く南流しています。また、町内にはため池も多く、いろいろな動物や植物が生息・生育しています。

これらの川やため池の水辺に町民がふれあえる場、あるいは生物の生息しやすい場の整備など水辺に配慮したまちづくりを進めます。

(4) 景観、歴史・文化的環境資源に配慮したまちづくりの推進

奈義町は、霊峰那岐山や滝山、法然上人ゆかりの地菩提寺などの自然的かつ歴史的な文化財や遺跡、横仙歌舞伎などの伝統芸能に恵まれています。

また、現代美術館やビカリアミュージアムなどの現代的な施設にも恵まれており、今後もこれらを景観資源、あるいは歴史・文化的資源として、まちづくりを進めます。



高貴山菩提寺 本堂

(5) 誰もが気軽に参加できる環境活動のまちづくりの推進

奈義町の自然環境や生活環境を認識するために、保護・保全や創出の方法を考える場となる野山や河川、ため池などの水辺の自然観察会、ごみ拾い一斉清掃や緑化保全活動など、多くの活動を実施していきます。

町民や事業者の誰でも気軽に参加でき環境活動が日常活動となるまちづくりを進めます。

特に、淀川上流の那岐山登山口にある那岐山麓山の駅は、自然探索とスポーツを一体化した自然との触れ合いの活動の場として、環境保全の普及啓発の一環となるものです。



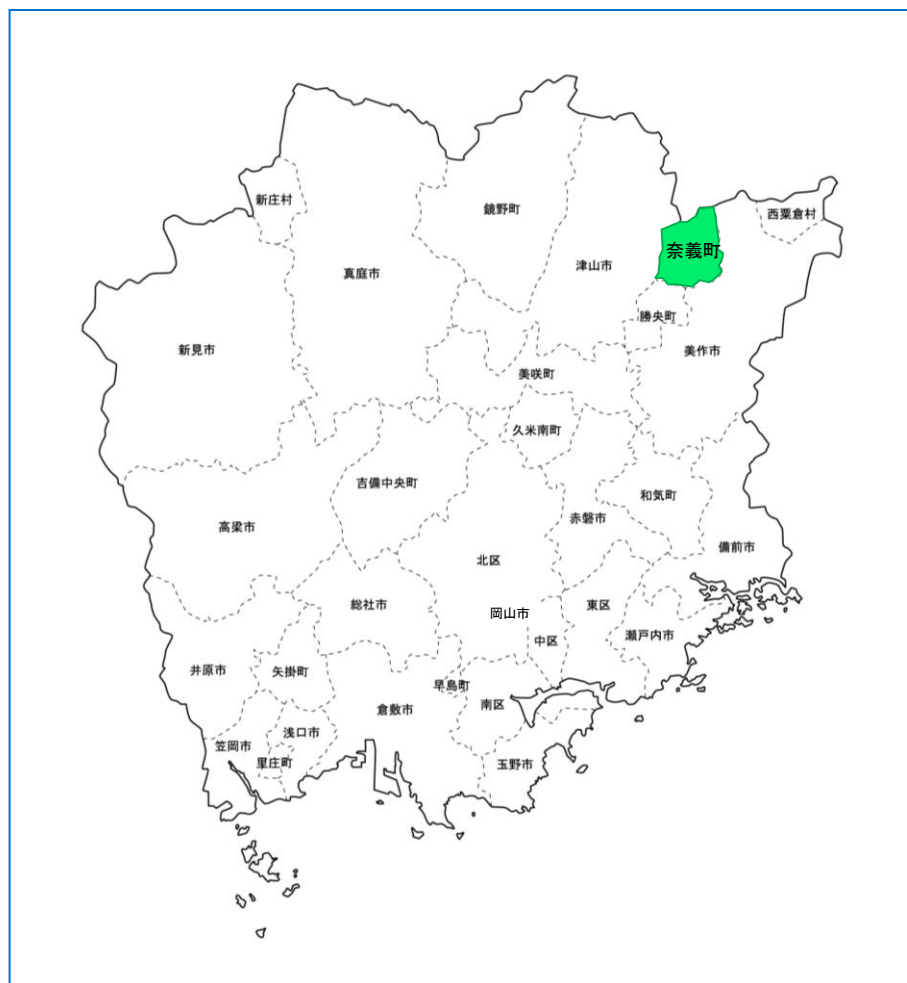
那岐山麓・山の駅

第2章 奈義町の地域概況

第1節 自然的条件

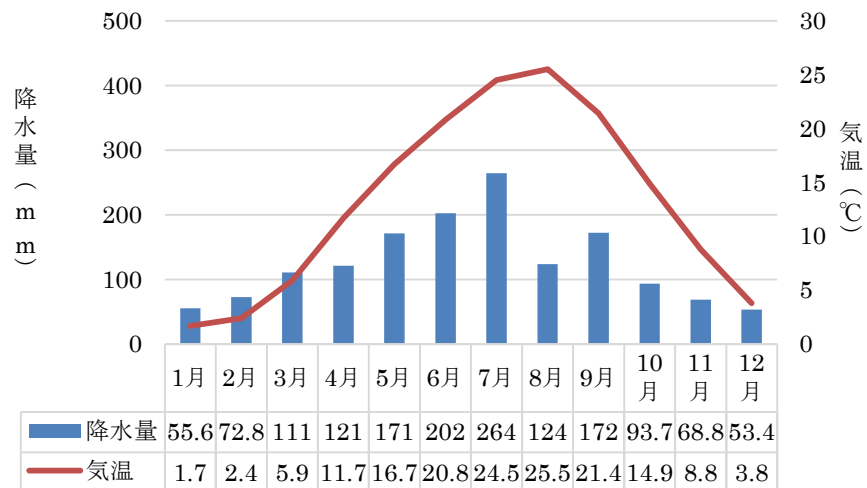
1. 位置・地勢

奈義町は、岡山県東部に位置し、東西に約9km、南北に約10km、面積69.52km²を有し、東は美作市、西は津山市、南は勝央町、北は中国山地的那岐山、滝山の連山の分水嶺を境とし、鳥取県智頭町と接しています。



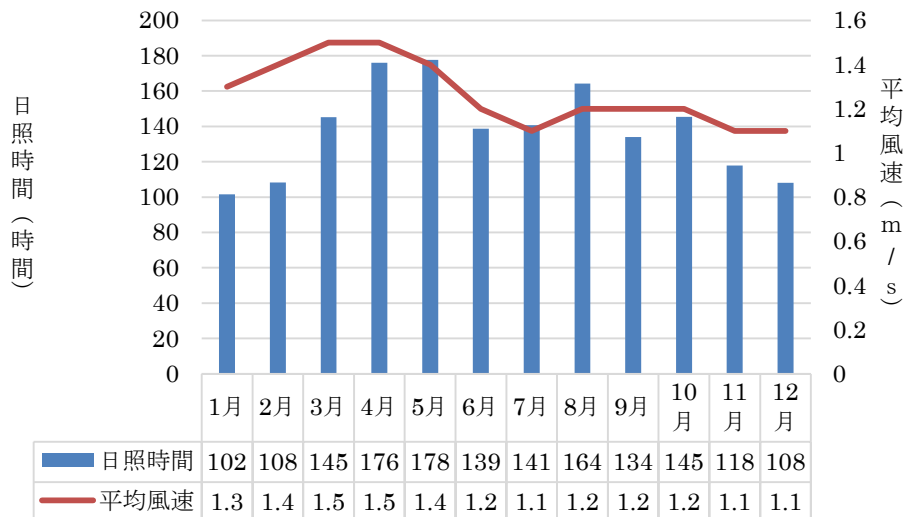
2. 気候

奈義町の気象の平年値は、気温 13.2℃、年間降水量は 1510.3mm、平均風速 1.3m/s（1981～2010 年）、日照時間 1656.9 時間（1987～2010 年）となっています。那岐山麓一帯には、「広戸風」と呼ばれる局地的な暴風が吹くことがあり、建物や農作物などに被害を与えています。



資料:岡山地方気象台奈義観測所

気温・降水量の月別平年値



資料:岡山地方気象台奈義観測所

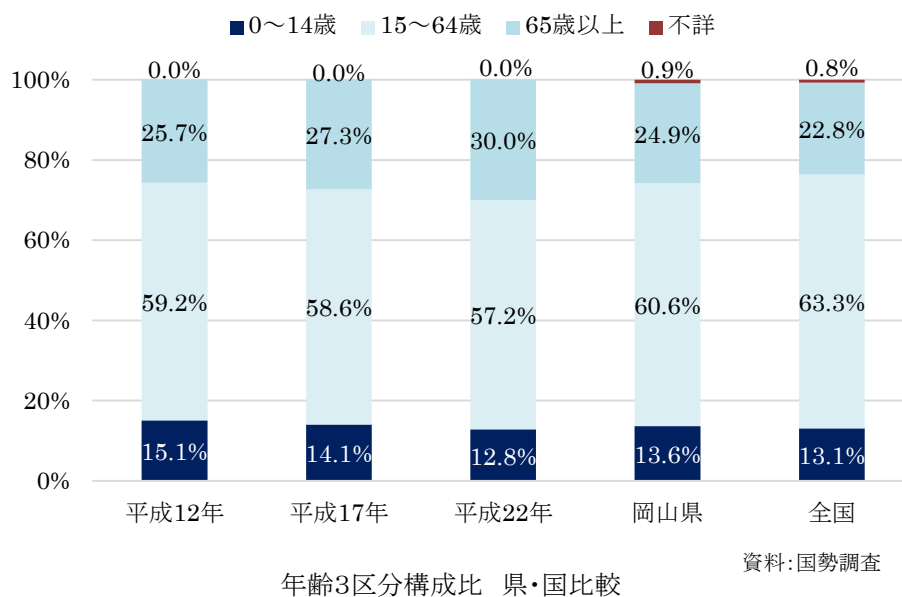
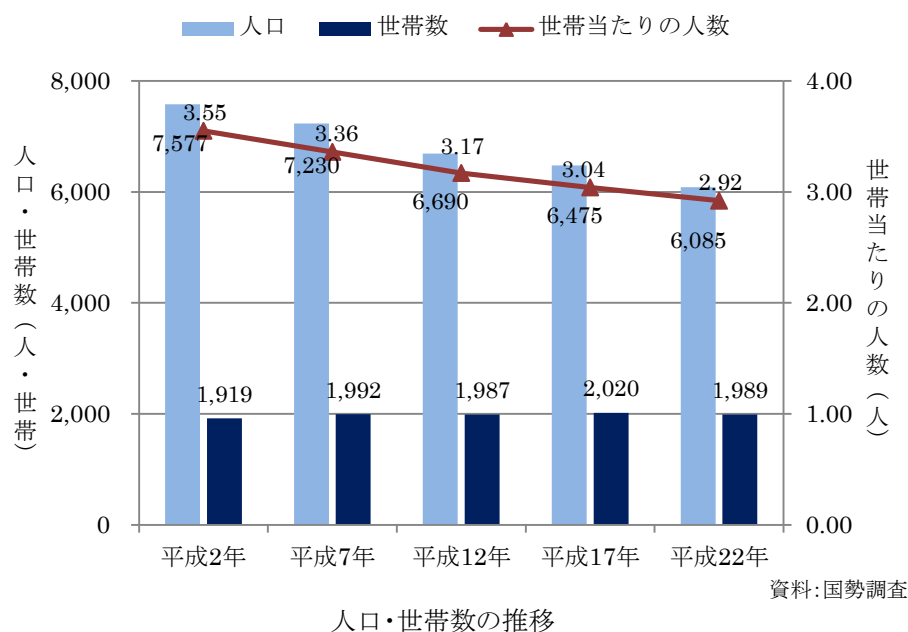
日照時間・平均風速の月別平年値

第2節 社会的条件

1. 人口等

平成22年国勢調査における人口は6,085人、世帯数は1,989世帯です。人口は平成2年以降減少傾向が続いており、平成22年は、平成17年比6.0%の減少となっています。

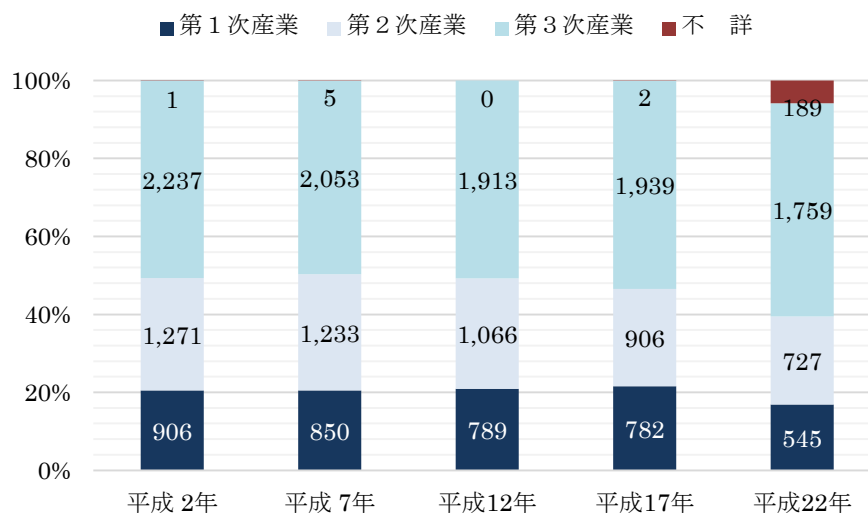
年齢3区分構成の推移では、少子・高齢化が進行しており、平成22年は65歳以上の高齢者比率が30%に達しています。



2. 産業

(1) 産業別就業者数

平成22年国勢調査におけるの産業別就業者数は、第1次産業（農林水産業）が545人（構成比16.9%）、第2次産業（鉱工業・製造業など）が727人（同22.6%）、第3次産業（サービス業）が1,759人（同54.6%）、不詳189人（5.9%）となっています。

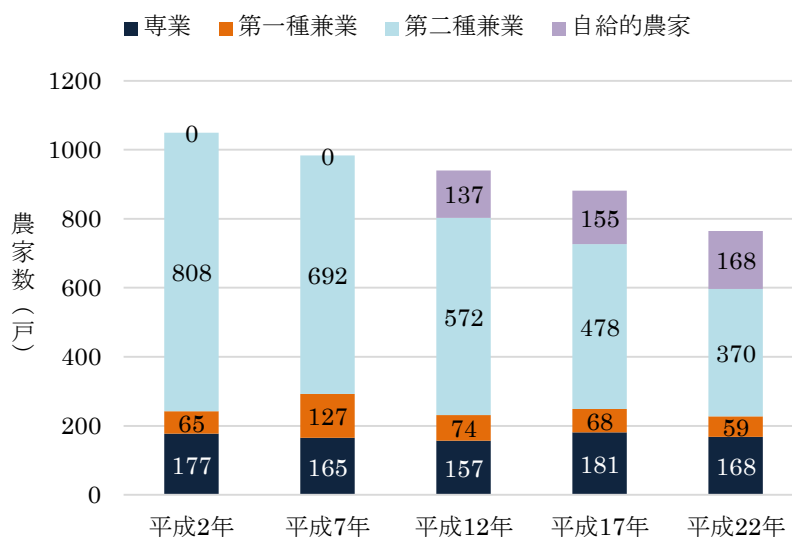


資料: 国勢調査

産業別就業者数の推移

(2) 農家数

総農家数は、平成2年の1,050戸から平成22年765戸に大きく減少しています。



資料: 岡山県統計年報
農林業センサス

農家数の推移

販売農家: 経営耕地面積が30a以上または年間農産物販売金額が50万円以上の農家
専業農家: 世帯員の中に兼業従事者がいない農家
第1種兼業農家: 農業所得を主とする兼業農家
第2種兼業農家: 農業所得を従とする兼業農家
自給的農家: 経営耕地面積が30a未満で、かつ、年間農産物販売金額が50万円未満の農家

(3) 森林面積

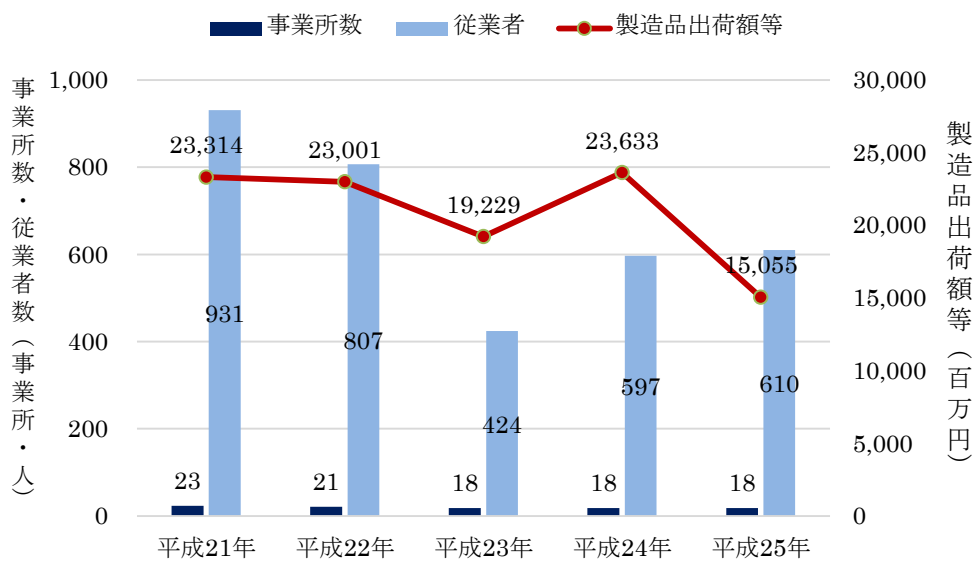
森林面積は 4,473ha、町面積 6,952ha に対する森林率は 64.3%です。民有林の人工林は 2,242ha、人工林率は 72.1%となっています。

森林面積			単位：ha
区分	国有林	民有林	合計
面積	1,356	3,117	4,473

資料：奈義町資料

(4) 工業

製造品出荷額などの額は、平成 24 年に増加した後、平成 25 年にかけて大きく減少しています。

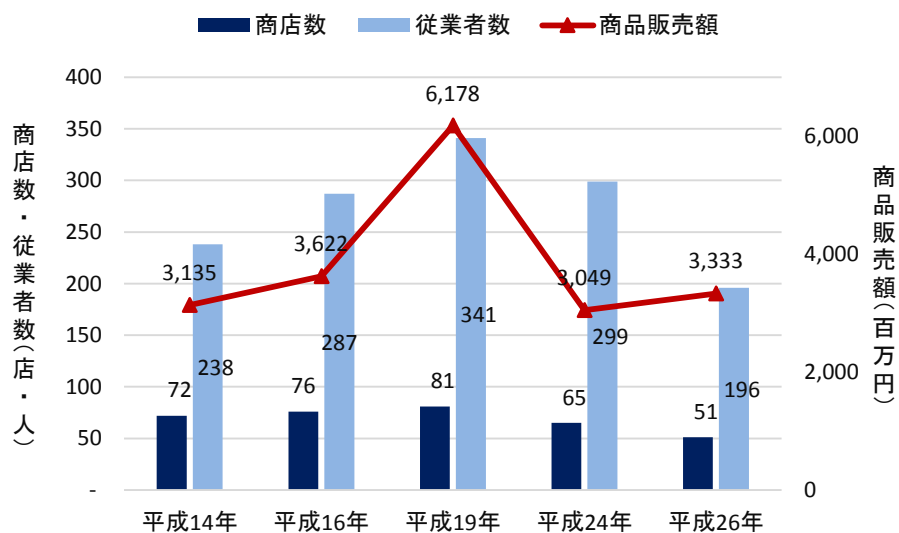


資料：工業統計調査、経済センサス

工業の推移

(5) 商業

商業は、平成 16 年から平成 24 にかけて大きく変動しましたが、平成 26 年の商品販売額は、平成 14 年比で 106.3%となっています。

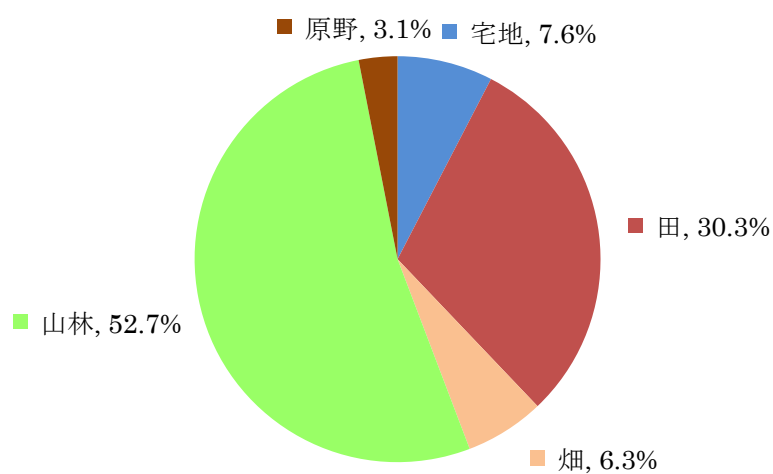


資料：商業統計調査、経済センサス

商業(卸・小売業)の推移

3. 土地利用

平成 25 年度の土地利用状況は、宅地 7.6%、田 30.3%、畑 6.3%、山林 52.7%、原野 3.1%となっています。



土地利用の状況

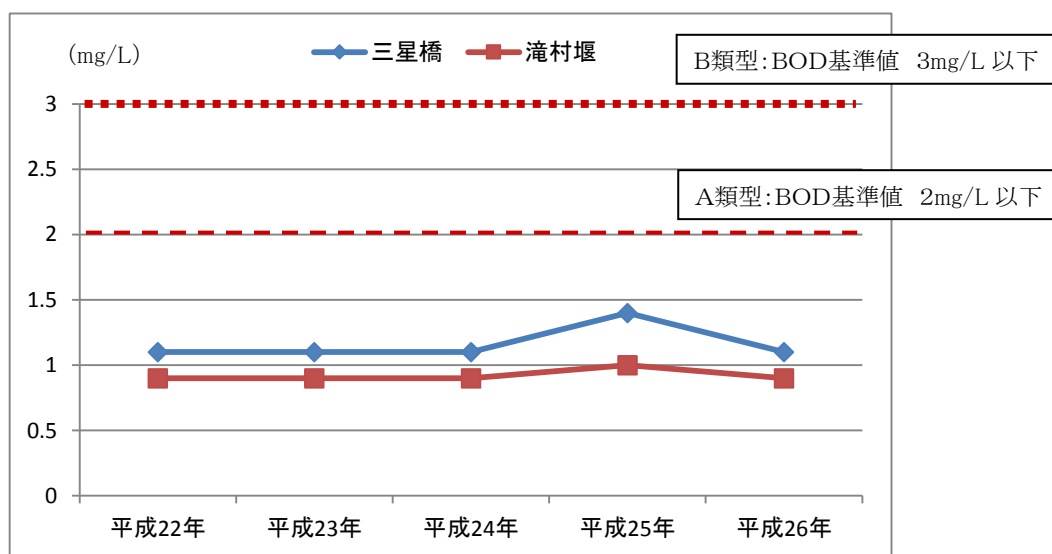
※固定資産評価面積による数値。
国有林の面積は含まないため、11 ページ、(3) 森林面積とは差異が出る。

第3章 奈義町の環境の現状

第1節 水環境

1. 河川の状況

奈義町付近では、岡山県公共用水域の水質測定地点が梶並川の滝村堰、滝川の三星橋にあります。有機汚濁の指標である生物化学的酸素要求量（BOD）は、A類型の滝村堰、B類型の三星橋がともに環境基準を達成しています。



資料: 公共用水域及び地下水の水質測定結果
河川の生物化学的酸素要求量（BOD）の推移

2. 汚水処理の状況

奈義町の汚水処理人口普及率は、平成13年度に着手し、平成26年3月に完成しました。平成26年度の汚水処理人口普及率は90.666%となっています。

汚水処理人口普及率

年 度	行政人口 (人)	処理区域内人口(人)			汚水処理人口 普及率(%)
			下水道処理	浄化槽処理	
平成 22 年	6,274	4,482	3,396	1,086	71.438
平成 23 年	6,253	4,576	3,527	1,049	73.181
平成 24 年	6,221	4,741	3,902	839	76.210
平成 25 年	6,147	4,901	4,052	849	79.730
平成 26 年	6,160	5,585	4,647	938	90.666

資料: 奈義町資料

3. 河川の水質調査結果

奈義町の代表的な河川の5地点において水質調査を実施しました。

調査結果は、河川AA類型（河川上流の清澄な水域に適用される）の環境基準値を満足しており、良好な状態にあります。

これら5地点においては、平成12年12月と平成13年8月に水質調査を実施しています。当時との比較では、生物化学的酸素要求量（BOD）では、岩倉川、滝川、淀川において当時の2回の測定値を下回り、高殿川と馬桑川は、当時の2回の中間に近い値でした。化学的酸素要求量（COD）も同様の傾向でした。高殿川の全りん（TP）が高い値になっていますが、これは、河川水の滞留が一因と考えられます。

以上のことから、奈義町の代表的な河川の水質は、この14～15年間で悪化の傾向はなく、前回以上に良好な状態が維持されていると考えられます。

河川水質調査結果

調査実施日：平成27年10月13日

項目	単位	調査地点名				
		St. 1	St. 3	St. 5	St. 7	St. 9
		岩倉川	滝川	高殿川	淀川	馬桑川
		上町川天下集落付近	中島西中大坪集落付近	中島東福元集落付近	勝田町境界付近	皆木鳴ヶ瀬付近
天 気	-	晴れ	晴れ	晴れ	晴れ	晴れ
採水時刻	-	13:54	14:15	14:30	14:55	15:16
気 温	℃	19.1	19.4	19.4	19.3	18.4
水 温	℃	16.4	18.0	18.3	17.8	15.6
水素イオン濃度 (pH)	-	8.1 (20℃)	8.1 (20℃)	8.1 (20℃)	8.0 (20℃)	8.1 (20℃)
溶存酸素量 (DO)	mg/L	9.6	10	9.8	10	9.6
生物化学的酸素要求量 (BOD)	mg/L	0.5未満	0.5未満	1.0	0.7	0.8
化学的酸素要求量 (COD _{Mn})	mg/L	1.3	1.2	1.7	1.3	1.4
浮遊物質 (SS)	mg/L	1	2	2	1	1
ノルマルヘキサン抽出物質	mg/L	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満
大腸菌群数	MPN/100mL	1.6×10^4	9.0×10^2	1.6×10^3	5.0×10^2	9.0×10^2
全窒素 (TN)	mg/L	0.26	0.67	1.4	0.95	0.78
全りん (TP)	mg/L	0.015	0.027	0.24	0.028	0.022
電気伝導度 (EC)	mS/m	6.6	7.3	10	8.4	7.9
透視度	cm	50以上	50以上	50以上	50以上	50以上
備考				水量が少なく、水が滞留している		



河川調査地点図

第2節 大気環境

1. 二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質

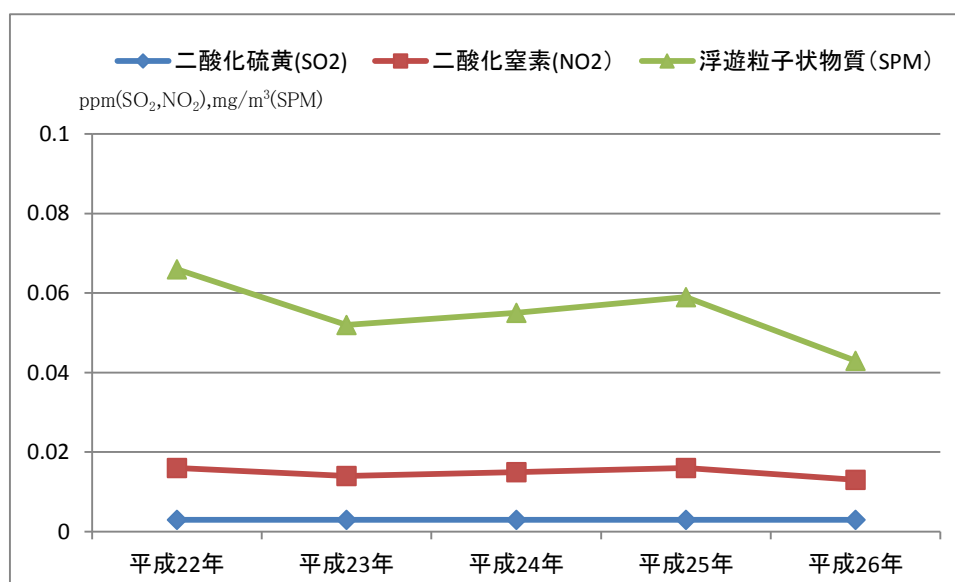
奈義町内での大気観測は行われていないため、津山市の大気常時監視測定局の測定データを参考とします。二酸化硫黄 (SO_2)、二酸化窒素 (NO_2)、浮遊粒子状物質 (SPM) について環境基準を達成しています。

それぞれの環境基準は、以下のとおりです。

二酸化硫黄：日平均値の2%除外値が0.04ppm以下

二酸化窒素：日平均値の年間98%値が0.04ppm～0.06ppmの範囲内又はそれ以下

浮遊粒子状物質：日平均値の2%除外値が0.1mg/m³以下



資料：岡山県の環境大気の常時監視測定結果

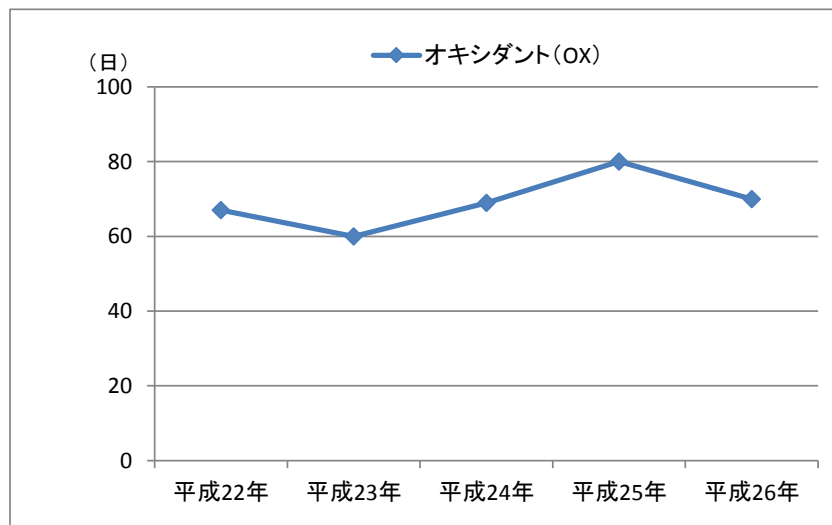
大気測定値(SO_2 , NO_2 , SPM)の推移

2. 光化学オキシダント

奈義町内での大気観測は行われていないため、津山市の大気常時監視測定局の測定データを参考とします。昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数は60日から80日間で推移しています。

光化学オキシダントの環境基準の達成率は全国的に低く、また増加傾向にあります。また、測定値はありませんが、微小粒子状物質（PM2.5）も問題になっています。

これらの原因としては、東アジアからの原因物質の飛来や大気変動などが考えられています。



資料: 岡山県の環境大気の常時監視測定結果

オキシダント(1時間値が0.06ppmを超えた日数)の推移

第3節 騒音・振動及び悪臭

1. 騒音・振動及び悪臭の規制

岡山県では、騒音・振動については生活環境を保全する必要があると認められる地域にのみ規制が適用される地域指定制になっており、奈義町は指定されていません。

また、悪臭についても同様に、その自然的・社会的条件を考慮して必要に応じて地域を区分し規制基準を定めており奈義町は指定されていません。

2. 公害に関わる苦情の現状

町民の環境に関わる苦情は、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、その他、に区分され、それぞれの分野において適切に処理されています。

しかし、「畜産の町」である奈義町では、家畜排せつ物法が完全施行された平成16年度から野積みや直接土地還元による臭気に関する苦情について減る傾向にありますが、畜産施設の大規模化や付近の住宅化などにより、現在でも苦情があるため、計画的な対策を講じる必要があります。

第4節 自然環境

1. 植物の状況

(1) 植物の概要

奈義町の約65%を占める森林には、滝山から那岐山にかけての標高800m以上の区域にはブナ・ミズナラ群落の天然林があります。現在でもブナ林が見られる数少ない地域となっており、今後この森林を大切に保護していく必要があります。

この区域一帯は氷ノ山後山那岐山国定公園であり、頂上付近が第1種特別地域、それ以下の標高800mまでが第2種特別地域、滝山や馬桑川流域の馬桑集落より北側が第3種特別地域に指定されており、自然公園法の対象区域として保護されています。滝山はクロモジ・ブナ群集、スギ・ブナ群落が発達しており、特定植物群落「滝山の樹林」として指定されています。

その他、標高600m前後の区域には、特に馬桑川上流を中心にスギの植林地が非常に多く、林業のまちとしての存在も示しています。山林の伐採跡地には、タラノキ・クマイチゴ群落などの伐跡群落が発達しています。標高が400m以下になると山林部は里山となりアカマツ林が多く出現してきます。そして、国道53号に沿って発達している市街地や農村地域を囲むようにして存在する里山林の多くがアカマツで覆われています。

ただし、馬桑川下流の小坂や皆木の山林は、コナラ林の占める比率が高くなっています。自衛隊の演習場は東にアカマツ林、西にススキ群集が占める一帯となっています。なお、当地域は本来の植生としては（人為がなければ）、シイ・カシなどの常緑広葉樹が優占する照葉樹林帯になるとされています。しかし、冬季の寒さが厳しいため、常緑広葉樹は優占林を形成できず、落葉広葉樹林やモミなどが優占する中間針葉樹林が形成される傾向にあり、寒さに対して抵抗性のあるカシ類やモミ、ツガなどの優占する中間針葉樹林が発達するものと推定されます。

森林の病虫害の被害では、松くい虫の被害は、里山の大木となった松の大部分が被害にあい、枯損し、演習場内や馬桑などの高地では、一部の大木が残っているものの、多くは枯損し、現在幼木が成育している状態となっています。

また、ナラ枯れの被害については、平成21年度に初めて岡山県で確認され、平成26年度に美作市と真庭市、平成27年度には、奈義町でも演習場を中心に初めて確認されました。町においては、平成27年度にナラ枯れ被害木の調査を行い、平成28年度において補助事業を活用しながら伐倒駆除などにより被害拡大の防止策を講じます。

奈義町の特定植物群落

件名	集約群落名	選定基準	相観区分	面積(ha)
那岐山の風衝低木林	自然低木群落	特殊立地、貴重な個体群	冷温帯夏緑広葉低木林	27
那岐山山頂草原	自然草原	特殊立地	冷温帯ササ原	27

(2) 貴重な植物（自然環境保全基礎調査及び環境アセスメント調査等）

環境省の第2～4回の自然環境保全基礎調査で確認されているものは、巨樹老樹などとして、菩提寺の大イチョウ、小坂の大イチョウ、滝山の樹林があります。

奈義町の巨樹

名称	樹種名	対象区分	幹周(cm)	樹高(m)
関本	スギ	単木	331	28
高円	イチョウ	単木	1348	42
小坂	イチョウ	単木	677	13
上町川	サクラ	単木	365	8
滝本	スギ	単木	541	35

具体的な、貴重植物としては、「氷ノ山・後山・那岐山国定公園候補地学術調査報告」※¹、「岡山県の植生」※²、「おかやまの自然」※³、「奈義町東山工業団地環境影響評価調書」※⁴などで調査されており、イワカガミ、ナツアサドリ、チトセカズラなど低地生から高原生の植物が確認されています。

また、地域の調査では、キエビネ、サクラソウ、キンラン、ヒメユリ、フキヤミツバ、ヒロハヤブソテツ、タイミンガサが確認されています。

那岐山では、平成18年に新種の植物が発見され、「ナギヒロハテンナンショウ」と命名されました。



キエビネ



ヒメユリ



フキヤミツバ

2. 動物の状況

(1) 動物の概要

奈義町周辺における一般動物(哺乳類等一般動物)に関する既存資料としては、「奈義町東山工業団地環境影響評価書」の他、「岡山県の哺乳類」※5、「岡山県の両生爬虫類」※6などがあり、脊椎動物哺乳類 21 種、同爬虫類 8 種、同両生類 12 種などが確認されています。

第4回自然環境保全基礎調査※7、奈義町環境基本計画策定のための調査※8によれば、奈義町全域で普通に見られる一般動物は、タヌキ、キツネ、イノシシ、ニホンジカです。

現在、ツキノワグマは、冬期を中心に目撃情報が寄せられるほか、イノシシやニホンジカのくくり罠で捕獲されるなど集落付近への出没が確認されています。また、有害鳥獣駆除の情報などから、イノシシが減少し、ニホンジカとアナグマが増加している状況がうかがわれます。

※1:昭和44年 財団法人日本自然保護協会
※3:平成5年 岡山県
※5:昭和62年 岡山県
※7:平成7年 環境庁

※2:昭和50年 岡山県環境部
※4:平成元年 奈義町
※6:昭和53年 岡山県
※8:平成12、13年 奈義町

(2) 貴重な動物

上記、既存資料に記載されている確認種のうち、天然記念物などの貴重種は、哺乳類のヤマネ、ツキノワグマ、両生類のオオサンショウウオ、カスミサンショウウオ(絶滅危惧Ⅱ種)の4種があげられます。この他良好な自然環境を反映する種として、哺乳類のカワネズミ、ニホンザル、ヒメネズミ、ニホンリス、ムササビ、アナグマ、テン、両生類のモリアオガエル、ブチサンショウウオ、ハコネサンショウウオが確認されています。

第2回自然環境保全基礎調査※1によると、奈義町の上流域ではハコネサンショウウオ、ブチサンショウウオ、低地ではギフチョウ、ゲンジボタルなど多くの貴重な動物が確認されており、これらの生物の生息する環境が多くあったことを示しています。

これらのほか、地域の調査結果から、アカザ、ハッチョウトンボなどの生息が確認されています。

※1:昭和56年 環境庁



ギフチョウ



アカザ

3. 河川の状況

◆ 川の水質階級と指標生物（環境省）

（1）きれいな水（水質階級Ⅰ）の指標生物

カワゲラ類 ヒラタカゲロウ類 ナガレトビケラ類 ヤマトビケラ類
アミカ類 ブユ類 ヨコエビ類 ヘビトンボ サワガニ ナミウズムシ

（2）ややきれいな水（水質階級Ⅱ）の指標生物

コガタシマトビケラ類 オオシマトビケラ ヒラタドロムシ ゲンジボタル
コオニヤンマ カワニナ

（3）きれいな水（Ⅰ）とややきれいな水（Ⅱ）の両方で見られる生物

タニガワカゲロウ チカラカゲロウ ニンギョウトビケラ
ヒゲナガカワトビケラ

（4）きたない水（水質階級Ⅲ）の指標生物

タニシ類 シマイシビル ミズカマキリ ミズムシ

（5）とてもきたない水（水質階級Ⅳ）の指標生物

ユスリカ類 チョウバエ類 アメリカザリガニ エラミミズ サカマキガイ



生き物調査の様子

◆ 奈義町の河川に生息する生き物調査

(1) 調査結果

馬桑川（まんさくの里）

指標生物	H21 6.18	H24 6.13	H25 6.14	H26 6.13	H27 6.9
イモリ			○		○
カワムツ				○	○
カワヨシノボリ	○	○	○		
ドンコ	○	○	○	○	○
サワガニ	○	○	○	○	
スジエビ			○	○	
カワニナ	○	○	○	○	○
ガムシ					○
ヒラタドロムシ	○				○
ウチワヤンマ				○	
オニヤンマ		○	○		
コオニヤンマ		○	○		
サナエトンボ				○	○
ハグロトンボ		○			○
ヒメサナエ	○				
ミナミヤンマ	○				○
ルリボシヤンマ	○				
ヒゲナガカワトビケラ	○	○	○	○	○
チカラカゲロウ		○			
ヒラタカゲロウ	○		○		
フタスジモンカゲロウ	○				
マダラカゲロウ	○				
カワゲラ	○				
コナガカワゲラ			○		
ヘビトンボ		○		○	○

(中央東幼稚園児調査)



生き物調査の様子

淀川（山野草公園）

指標生物	H18 5.28	H22 6.17	H23 6.8	H24 6.14	H25 6.7	H26 6.3	H27 6.2
カラドジョウ			○				
カワヨシノボリ			○	○			○
クロヨシノボリ			○				
タカハヤ	○	○	○	○	○	○	○
サワガニ	○	○	○	○	○	○	○
カワニナ	○	○	○	○		○	○
オオヤマトンボ			○				
オニヤンマ			○				○
サナエトンボ					○		○
オオシマトビケラ				○			
ヒゲナガカワトビケラ	○	○	○	○	○	○	○
タニガワカゲロウ	○		○				
チカラカゲロウ	○						○
モンカゲロウ				○	○		
ヒラタカゲロウ	○	○	○				
ヒメトビイロカゲロウ	○		○				
フタオカゲロウ			○				
フタスジモンカゲロウ			○				
オオヤマカワゲラ	○		○	○	○	○	○
カワゲラモドキ			○			○	
ホソカワゲラ			○				
ヘビトンボ	○	○	○	○	○	○	○

（滝川つくし幼稚園児調査）

滝川（大根田橋）

指標生物	H24 7.28	H25 7.27	H26 7.26	H27 9.12
アカザ		○		○
カワムツ	○	○	○	○
カワヨシノボリ	○		○	○
ドンコ	○	○		○
サワガニ	○	○	○	○
スジエビ		○	○	○
ヌマエビ		○	○	○
カワニナ	○	○	○	○
コオニヤンマ	○			
ハグロトンボ			○	
ハラビロトンボ			○	
ヒゲナガカワトビケラ	○	○	○	○
チカラカゲロウ				○
マダラカゲロウ	○			
ヒラタカゲロウ	○	○	○	○
ミナミヒラタカゲロウ	○			
ヘビトンボ				○
ゲンジボタル	○	○	○	

（滝本子供会調査）

岩倉川（岩倉橋）

指標生物	H27 7.26
カワムツ	○
カワヨシノボリ	○
クロヨシノボリ	○
タモロコ	○
ドジョウ	○
ドンコ	○
サワガニ	○
スジエビ	○
ヌマエビ	○
カワニナ	○
ウチワヤンマ	○
オニヤンマ	○
ハグロトンボ	○
ヒゲナガカワトビケラ	○
カワゲラ	○
ヘビトンボ	○
ゲンジボタル	○

（上町川子供会調査）

（２）調査結果の摘要

調査地点で確認された生物は、すべて「きれいな水」や「ややきれいな水」に生息する生物です。「きたない水」や「とてもきたない水」に生息する生物は確認されませんでした。

同一地点での調査結果から、5～6年間では生物種にほとんど変遷は見られません。

各地点の特徴として、馬桑川にはトンボ類の幼虫が多く、淀川にはヘビトンボの幼虫が多く確認されます。滝川にはアカザが、岩倉川にはタモロコが確認されます。

4. 自然景観資源

自然景観資源調査は、自然環境保全上重要な要素である自然景観について、基盤をなす地形や地質及び自然現象などの位置や特性などを調査しています。奈義町では3ヶ所の滝がリストアップされています。

奈義町の自然景観

類型	名称	自然景観資源名	位置	最高標高(m)
河川景観	屋敷の滝	滝（極微地形）	奈義町馬桑	580
河川景観	雄滝（滝山の滝）	滝（極微地形）	滝川上流部滝本	700
河川景観	蛇淵の滝	滝（極微地形）	奈義町高円	560



那岐山麓山の駅から望む雲海



屋敷の滝

5. 有害鳥獣対策

奈義町においても有害鳥獣による農作物への影響が深刻になっています。平成 24 年の被害状況は、面積 8.62ha、被害額 13,546 千円でした。奈義町鳥獣被害防止計画を策定し、計画的な対策を進めています。

イノシシ・ニホンジカ捕獲頭数

単位：頭

年 度	駆除期間		狩猟期間		合 計	
	イノシシ	ニホンジカ	イノシシ	ニホンジカ	イノシシ	ニホンジカ
平成 17 年	31	16	37	20	68	36
平成 18 年	27	26	30	6	57	32
平成 19 年	15	12	20	35	35	47
平成 20 年	50	36	20	35	70	71
平成 21 年	26	45	31	22	57	67
平成 22 年	43	28	22	18	65	46
平成 23 年	48	32	28	33	76	65
平成 24 年	63	147	26	73	89	220
平成 25 年	90	204	108	243	198	447
平成 26 年	196	421	121	428	317	849

ツキノワグマ出没・捕獲状況 単位：件

年 度	出没	内誤捕獲
平成 22 年	14	7
平成 23 年	1	0
平成 24 年	5	1
平成 25 年	3	1
平成 26 年	3	2

資料：町資料(平成 27 年 3 月 19 日現在)

第5節 快適環境

1. 文化財等

(1) 文化財

奈義町の国・県・町指定文化財及び登録文化財の状況は以下のとおりです。

国・県・町指定文化財及び登録文化財件数

種類	名称	数量	所在地	指定区分	指定年月日
天然記念物	菩提寺のイチョウ	1	高円 菩提寺	国	昭和 3. 1.18
重要有形文化財	石造 無縫塔	1	小坂 阿弥陀堂	県	平成 16. 3.12
重要有形民俗文化財	松神神社歌舞伎舞台	1	中島東 松神神社	〃	昭和 38. 4.12
重要無形民俗文化財	横仙歌舞伎	1	奈義町	〃	51. 3.27
天然記念物	滝川ホタル生息地	1	滝川流域	〃	50. 6.13
重要無形民俗文化財	無縫塔及び五輪塔群	2	小坂 阿弥陀堂	町	44. 7. 7
〃	道しるべ(元禄)	1	柿	〃	45. 4.30
〃	道しるべ(元禄)	1	高円	〃	47.11.30
〃	宝篋印塔	1	中島東 長願寺跡	〃	47. 5.24
〃	道しるべ(天保)	1	豊沢 旧四ツ道	〃	47. 5.24
〃	十二天屏風	1	豊沢 随泉寺	〃	60. 2. 5
〃	宝篋印塔	1	柿	〃	平成 5. 1. 6
〃	宝篋印塔	1	柿	〃	5. 1. 6
〃	釈迦堂の石造群	1	関本	〃	5. 1. 6
〃	滝神社女人結界	1	滝本 滝神社	〃	5. 1. 6
〃	森栄太郎頌徳碑	1	上町川	〃	10. 6.24
〃	距津山元標四里	1	上町川	〃	12. 9.14
〃	距津山元標五里	1	豊沢	〃	12. 9.14
天然記念物	大銀杏	1	小坂 あみだ堂	〃	昭和 44. 7. 7
〃	梅若椿	1	関本	〃	44. 7. 7
〃	広葉杉	2	高円 菩提寺	〃	44. 7. 7
〃	山梨	1	高円 菩提寺	〃	50. 6.20
〃	菊桜	1	上町川	〃	54. 1. 1
〃	大柊	1	久常	〃	57. 4. 1
〃	天明のイチョウ	1	高円菩提寺	〃	平成 25. 8. 7

資料:なぎの文化財



横仙歌舞伎「菅原伝授手習鑑寺子屋の段」

資料:町HP

種類	名称	数量	所在地	指定区分	指定年月日
史跡(古墳)	有元城跡	1	中島東	町	昭和 44. 7. 7
〃	頓地高塚	1	中島東	〃	50. 6.20
〃	町川神社	1	上町川	〃	53.12. 1
〃	野田遺跡	1	中島東	〃	57. 4. 1
〃	実兼古墳群	1	久常	〃	57. 4. 1
〃	大林古墳群	1	柿	〃	57. 4. 1
〃	霊明塚陶棺	1	中島東	〃	59. 4. 1
〃	三穂神社 社叢	1	関本	〃	62. 7.25
〃	貝の化石群(砂利ヶ元)	1	柿	〃	平成 5. 1. 6
〃	安達清風屋敷跡	1	上町川	〃	5. 1. 6
〃	霊明塚古墳	1	中島東	〃	13. 2.21
〃	王子権現	1	西原 安祥寺	〃	13. 2.21
〃	高貴山 菩提寺	1	高円 菩提寺	〃	13. 9.25

資料:なぎの文化財



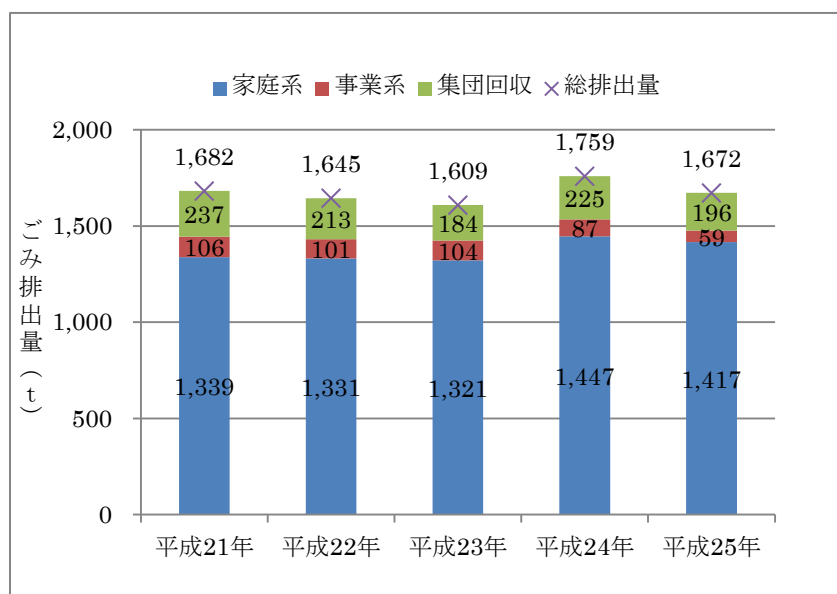
菩提寺のイチョウ

第6節 循環型社会

1. ごみ処理の状況

(1) ごみ収集量

奈義町のごみ排出量は、平成25年度で1,672 t。平成24年度から87 t減少しています。事業系ごみが前年比3割強の減少、家庭系ごみもわずかに減少しています。

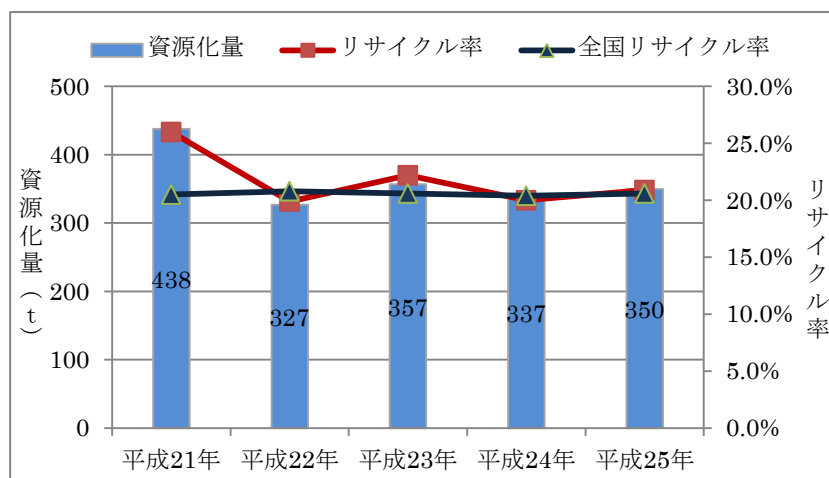


ごみ排出量の推移

資料：一般廃棄物処理実態調査

(2) リサイクル率

資源化量の推移は、ほぼ横ばいの状況です。リサイクル率は、全国平均とほぼ同程度で推移しています。



資料：一般廃棄物処理実態調査

資源化量とリサイクル率の推移

2. し尿等処理の状況

奈義町のし尿等処理量の推移は以下のとおりです。

計画収集人口とし尿等処理量の推移 処理量単位：kℓ

年 度	計画収集人（人）	し 尿	浄化槽汚泥	合 計
平成 21 年度	2,362	3,087	1,758	4,845
平成 22 年度	2,001	2,102	2,312	4,414
平成 23 年度	1,982	1,185	2,893	4,078
平成 24 年度	1,977	1,173	1,948	3,121
平成 25 年度	1,927	1,297	1,501	2,798

3. 苦情の状況

ここ数年廃棄物投棄が増加していましたが、平成 26 年度は 0 件となっています。

ごみに関わる苦情件数の推移 単位：件

区 分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
廃棄物投棄	0	1	2	5	0
その他	5	1	0	1	0
合 計	5	2	2	6	0

4. 太陽光発電設備の導入状況

・住宅用

奈義町の近年 5 年間の住宅用太陽光発電設備への町の助成状況は下記のとおりです。

また、参考資料として、再生可能エネルギー固定価格買取制度の新規認定導入と移行認定（旧余剰電力買取制度から固定価格買取制度へ移行）の状況を示します。

住宅用太陽光発電設置補助実績 単位：件

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
助成件数	19	15	18	13	9

（参考）平成 27 年 3 月時点の再生可能エネルギー固定価格買取制度による太陽光発電設備の認定導入件数と導入容量を示します。（平成 24 年 7 月制度開始以降）

出力規模	認定件数(件)	導入容量(kW)	
10kW 未満	77	404	余剰電力買取制度からの移行5件含
10kW 以上	65	3,149	

・事業用

土地への太陽光発電施設設置状況 単位：件

区 分	平成 25 年	平成 26 年
設置件数	3	8

第7節 環境特性

奈義町の環境の概況と特性をまとめます。

環境の概況と特性

環境分野		概況・特性
生活環境	水質	梶並川、滝川下流の水質調査結果は、環境基準を達成 町内の水質も良好であると推定 下水道汚水処理普及率は、平成 22 年度から 26 年度にかけ 20%向上
	大気質	津山市の大気測定結果は、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質の環境基準値を達成 町内の大気質も良好であると推定 光化学オキシダントは、全国的に基準達成率が低い 東アジアからの飛来による微小粒子状物質（PM2.5）の増加が懸念
	騒音・振動・悪臭	奈義町に指定や規制はなく、測定データもない 畜産の悪臭の苦情あり
自然環境	動物	ヤマネ、アカザ、ギフチョウ、ハッチョウトンボ、モリアオガエルなどの希少な動物を確認 有害鳥獣対策と自然との共生 外来生物：ヌートリア、ウシガエル、オオクチバス、ブルーギル
	植物	フキヤミツバ、ヒメユリ、キエビネ、サクラソウ、キンランなどの希少な植物を確認 クロモジ・ブナ群集、ブナ・ミズナラ群集など 外来生物：オオキンケイギク、セイタカアワダチソウ、ホテイアオイ
	巨樹、自然景観	巨樹・巨木林調査において、町内 6 か所の巨樹をリストアップ 自然景観資源調査において、町内の 3 か所の滝をリストアップ
	その他自然	氷ノ山後山那岐山国定公園、那岐山、滝山を主峰とする中国山地 「広戸風」と呼ばれる局地的な暴風
快適環境	文化財	国指定天然記念物は菩提寺のイチョウ（昭和 31.18） 県指定天然記念物は滝川ホタル生息地（昭和 50.6.13） 県指定重要文化財 3 件 町指定 重要無形民俗文化財 13 件、重要無形文化財 1 件 天然記念物 6 件、史跡（古墳）13 件
	文化・体育、コミュニティ施設など	奈義町現代美術館、奈義町立図書館、なぎピカリアミュージアム 奈義町立体育館、奈義町総合運動公園 地域交流センター、コミュニティハウス 19 施設など
循環型社会	廃棄物	ごみ収集量：事業系ごみの減少、家庭系ごみが増加傾向 リサイクル率は、全国平均とほぼ同程度で推移
	地球環境	「地域新エネルギービジョン」策定（平成 18 年 2 月） 「重点エネルギービジョン」策定（平成 19 年 2 月） 「重点エネルギービジョン」を見直し「地域新エネルギービジョン重点プロジェクト」（平成 26 年 2 月策定） 再生可能エネルギー利用推進、スローライフの提唱

第8節 環境の課題

1. 環境の現況と課題

(1) 水質

奈義町の水質は、良好な状態にあります。生活排水については、下水道整備や合併処理浄化槽の普及、また水質環境に対する住民意識の変化などにより、廃食油の処理や再利用、無リン洗剤の使用などにより河川環境への負荷の低減が図られています。

水質の向上によって最近、ゲンジボタルが多くみられるようになっていきます。河川の水質が良くなり、ゲンジボタルの幼虫の餌となるカワニナの生息数が増えていることが要因として考えられます。

清らかな水の流れる奈義町ですが、集中豪雨などの影響により、瞬間的に濁水などが流出する可能性があります。環境測定データには表れない状況についても、未然の防止策などの検討が必要です。

(2) 大気質

津山市での測定値では、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質については、環境基準を達していますが、光化学オキシダントについては環境基準を超える日数が多くなっています。また、微小粒子状物質（PM2.5）の測定値はありませんが、光化学オキシダント同様に、増加していることが推測されます。

光化学オキシダント、微小粒子状物質（PM2.5）は、国外からの汚染物質の飛来による影響が問題となっています。この問題に対しては、町内の取組だけでは対応することはできませんが、車の使用を控えたり、環境性能の高い自動車を利用したりするなど、私たちの生活のなかで着実に実践していくことが求められます。

(3) 騒音・振動及び悪臭、有害化学物質

これらの公害については、健康を損なうような事例は発生していないことから、概ね良好な環境が保たれていますが、畜産施設の大規模化や住宅化により、臭気対策は、事業者の経営課題として計画的に取り組む必要があります。

今後も、公害防止に向けた監視を継続するとともに、関連する事業者などへの注意喚起、生活騒音防止に向けた町民への啓発が必要です。

(4) 自然環境

奈義町は、国定公園の那岐山やその麓に広がる多様な自然環境、高原地帯やため池の多い農村環境など、豊かな環境資源に恵まれています。

豊かな環境資源を将来に引き継いでいくことは地域の使命です。しかし、この自然環境は防災工事や河川整備、森林や里山の荒廃、特定外来生物などによる生物多様性の減少や喪失といった変化をしています。また、有害鳥獣による農林業の被害の増加など、自然と私たちの関係も変化しています。

これらの貴重な環境を健全な状態で保護・保全し、さらにより良い環境を復元や創出し、動物や植物と共生していくことが大切です。

（５）廃棄物、ごみ処理

ごみ排出量は、家庭系ごみに増加の傾向が見られます。リサイクル率は、細分化したごみの分別の実施などにより、全国平均と同程度から若干高めで推移しています。

今後も３Ｒ※（リデュース、リユース、リサイクル）の取組を強化し、ごみ排出量の削減、全国平均を上回るリサイクル率の達成が求められます。

町内の一般廃棄物の処理は、現在の津山圏域東部衛生施設組合から津山圏域資源循環施設組合に移行します。平成 27 年 12 月から可燃ごみ、平成 28 年 3 月からは資源と不燃ごみの受け入れを順次始め、平成 28 年 3 月から全面受け入れとなります。

この移行に伴い、構成市町で指定ごみ袋が導入され、これを契機にごみの減量化の取組をさらに進めます。ごみの分別、出し方については、一部変更がありますが、移行による町民負担の増加につながらないよう、基本的には従来どおりの収集となります。

なお、産業廃棄物については、岡山県と連携し、今後も適正に処理するため、情報発信及び啓発活動が必要です。



津山圏域クリーンセンター

※３Ｒ：循環型社会とは、資源の流れを「生産」⇒「消費」⇒「廃棄」型の一方通行にせず、消費、廃棄を出来るだけ減らして、繰り返し使う仕組みを作ること。Reduce（減らす）、Reuse（再使用）、Recycle（再資源化）の３Ｒ

２．アンケート調査による環境の評価と課題

（１）町民アンケート

町民アンケート調査で、奈義町の環境について、以前と比べた場合の「改善度」と、現状の「満足度」について聞きました。（調査結果は資料編参照）

町の環境に関する 8 つの項目について、「改善度」と「満足度」を聞き、それぞれの回答を指数化したのが下記の表であり、それぞれの相関関係を示したのが次頁のグラフ（散布図）です。

奈義町の環境の「改善度」と「満足度」

項 目	改善度	満足度
1. 空気のきれいさ	-5.7	124.3
2. まちの静かさ	-3.8	100.7
3. ごみ出しなどのマナー	29.6	92.4
4. 川や池の水のきれいさ	-11.3	53.1
5. 山や森の緑の豊かさ	-26.4	68.3

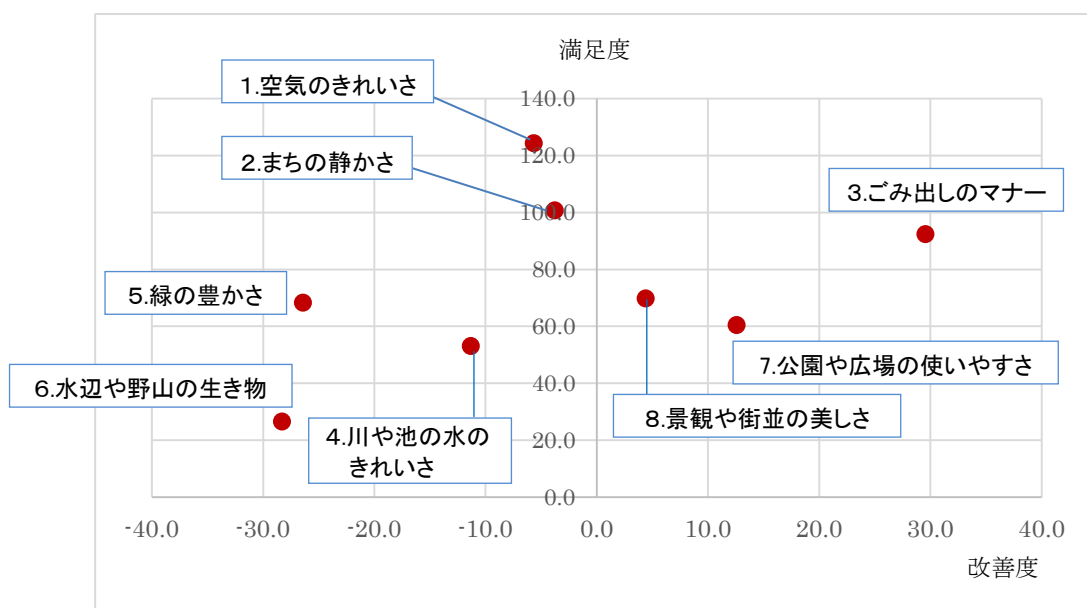
項 目	改善度	満足度
6. 水辺や野山に生息する生き物	-28.3	26.5
7. 身近な公園や広場の使いやすさ	12.6	60.4
8. 歴史的な景観や街並みの美しさ	4.4	69.8

相関関係では、満足度が高いほど上に、改善度が高いほど右に●が表示されます。

表の数値を見ると、「空気のきれいさ」と「まちの静かさ」の満足度が高く評価されています。これらは、改善度が中心近くにあり、以前と変わらず満足度の高さを維持していることが表れています。

「ごみ出しなどのマナー」については、分別収集が進んでいることから、改善度が最も高く評価されています。

一方で、改善度が低く「以前の方がよかった」と評価されたのが「水辺や野山に生息する生き物」「山や森の緑の豊かさ」です。自然環境の変化には、多くの人が「以前の方がよかった」と感じていることが表れています



「改善度」と「満足度」の相関関係図

この相関関係の評価は、平成12年奈義町環境基本計画策定のための基礎調査においても実施されていました。

当時は、「川や池の水のきれいさ」が「満足度」も「改善度」もマイナスの評価となっていました。今回は、満足度がプラスとなっており、水のきれいさが評価されて

います。この点がプラスになったことで、町民が奈義町の環境に満足している状況がうかがわれます。

（２）事業者アンケート

事業者にも、前計画策定時のアンケートと同様の設問を設定して比較しています。

事業者としての環境に対する意識や取り組み状況は、前回の調査と比較して高くなっていることがうかがえます。

I S Oなどの認証取得済みが前は1件で今回は6件です。対象が異なるので単純比較はできませんが、環境問題に関する情勢の変化を受け、奈義町の実業家の意識も高まっているものと推測されます。

設問の形が異なるため細かな比較はできませんが、「廃棄物の減量や分別」の取組について実施中とした回答率が前回の63%に対して、今回は83%と、20ポイント増加しました。

事業者が環境に取り組むうえでの問題や不足資源などについては、前回と同様に「予算や資金の不足」「人手不足」があがっています。また、事業者は、環境問題に対する具体的な取組に関する情報や先進事例などの情報に不足感を持っています。

これらから、事業者の事例などの情報をこれまで以上に伝え、事業者の規模や状況に合わせて、予算や人的資源のなかで工夫して取り組む方法などを理解してもらえれば、さらに事業者の取組が広がっていくことが考えられます。

事業者にも、まちの環境の評価について聞いています。前回の調査と比較すると、町民と同様ですが、「水」「緑」「生き物」の項目に「やや不良」の回答率が高まっていることがうかがえます。

（３）小・中学生アンケート

前回の調査（平成12年）との比較で目立つのは、地域の環境で気になることの質問への回答項目で「ごみのポイ捨てが多い」の回答率です。前回の小・中学生合計の33%に対して、今回は45%と10ポイント増えています。これも町民同様の傾向と思われます。

（４）アンケート全体

アンケートには、「緑に囲まれた自然豊かな環境をいつまでも守っていききたい」「今の環境が変わらないでほしい」「おいしい空気、きれいな水のまちに暮らし続けたい」などが、奈義町に暮らす人の共通の思いとして表れています。

それらの思いから、「ごみのポイ捨て」や「タバコの投げ捨て」「ペットのふんの処理」などの問題が多くあがっているものと推測されます。

第4章 計画の目標と基本方針

第1節 奈義町の理想的環境像

奈義町のいろいろな環境の課題から、今後私たちが日常生活の中で注意していくべき方向性が明らかになってきます。

町民、事業者、町によって立場は各々異なるものの、いずれも生活する家庭を基本としていることから、共通する部分も多く、目指すものも共通のものが多いはずです。

最近よく聞かれる言葉である「持続可能」「生物多様性」「循環型」「再生」「保全と創出」などは、現在失われつつある環境、失われてしまった環境をどのようにしていくべきかという方向を示していると思われます。私たちはこれらの言葉の意味合いを十分考えていかなければなりません。

『緑が豊富で、都市部に比べ空気もきれいな奈義町では、行政による公園や環境施設の整備が進んできました。町民は、ごみ問題に積極的に取り組んでおり、ごみ収集なども協力的で、マナーも向上しています。』

一方、生活の利便性の向上あるいは市街地化、工場・事業所などの誘致などに伴って、地域的には大気環境、さらには音環境が悪くなり、全域的にはごみのポイ捨てや不法投棄が目につきます。そして、自然環境の変化により、水辺や野山の生き物も減少しています。』

私たちには、これまで以上に、町民、事業者、町がそれぞれの立場で、生活の中で、お互いに協力し合い、理解し合いながら、よりよい環境を創っていくことが求められます。

本計画においても、奈義町環境基本計画で掲げたテーマを引き継ぎ、共通の目標とします。

奈義町の理想的環境像

自然環境と文化にあふれたクリーンなまち奈義

第2節 基本理念

本計画では、奈義町環境基本計画に示す基本理念を引き継ぎ、次の5つを掲げます。

1 未来に継承する環境のまちづくり

豊かな自然環境を保護するとともに、可能な限り復元に努めていきます。過去から受け継がれた文化遺産、伝統文化なども含め、大切に未来へ継承していきます。

2 環境への不安のない安心できるまちづくり

日常生活の中で有害化学物質への不安のない安全な環境を目指して、工場・事業所などとの調和を図り、安全で安心できるまちづくりを目指します。

3 快適な環境、緑あふれる環境のまちづくり

すばらしい景観や自然環境と気軽に触れ合えるレクリエーション施設やごみのない快適な環境を保っていきます。

4 活力があり住みよい環境のまちづくり

豊富な自然環境に伴う快適な環境のもと、全ての動物、植物の命を尊び、町民誰もが生き生きとした生活のできるまちを目指します。

5 みんなで協力・協働して発展させるまちづくり

何事も他人まかせにしてしまうのではなく、みんなが自ら協力し、お互いに協働してまちを発展させていきます。



奈義町

第3節 基本目標

理想的環境像『自然環境と文化にあふれたクリーンなまち奈義』の実現に向けて推進する環境施策の基本目標を次のように設定します。

基本目標1 安全で快適な環境づくり

公害の未然防止や将来予想される新たな環境問題への対処など、町民が安心して暮らせる環境を創っていく必要があります。良好な水・大気の維持、騒音や振動の低減、悪臭の防止、有害な化学物質への対応などによる快適な環境づくりを目指します。

基本目標2 自然と共生する環境づくり

氷ノ山後山那岐山国定公園に指定された那岐山や滝山、菩提寺などの貴重な自然環境や景観さらには、なだらかな高原丘陵環境と農村環境を保全します。また、生物多様性の確保、外来生物対策など、奈義町の環境に生育・生息する動植物と共生できる環境づくりを目指します。

基本目標3 循環を目指した無駄のない環境づくり

ごみ収集体制の充実、3R（Reduce：減らす、Reuse：再使用、Recycle：再資源化）による物質循環の推進、大切な水資源などの生活資源の自然循環の推進により、無駄のない環境づくりを目指します。

基本目標4 地球環境保全に留意した環境づくり

深刻化する地球温暖化問題をはじめ、エネルギー資源問題、オゾン層破壊などに適切に対応するために、日頃の生活における省資源、省エネルギーを率先して進め、ライフスタイルを見直します。また、漏れ光や障害光などの光害を防止するための手法などの普及を行います。

基本目標5 みんなで取り組む環境づくり

奈義町の身近な環境の現状、広く地球環境問題に対する知識や理解を深めるため、行政の資料や環境シンポジウム、現場体験学習などにより、「ESD※持続可能な開発のための教育」の視点を取り入れ、環境に関する学習や教育を進め、それらを実践していく環境づくりを行います。

※ESD:Education for Sustainable Development

世界の環境、貧困、人権など様々な課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組むことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと、それによって持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動。

第4節 基本施策

基本目標ごとの施策項目を次のように設定します。

理想的 環境像	自然環境と文化にあふれたクリーンなまち奈義	基本目標1 安全で快適な環境づくり
		水質の保全 大気の保全 騒音・振動の低減 悪臭の防止 有害化学物質による汚染防止
		基本目標2 自然と共生する環境づくり
		自然の保全と緑化推進 貴重な自然の保全・復元 水辺の保全・復元 景観や文化・歴史的資源の保全・継承
		基本目標3 循環を目指した無駄のない環境づくり
		生活資源の有効利用 3R(リデュース、リユース、リサイクル)の推進 ごみの適正処理
		基本目標4 地球環境保全に留意した環境づくり
		省資源、省エネルギーの推進 再生可能エネルギー等の利活用 地球環境の保全 光(ひかり)害の防止
		基本目標5 みんなで取り組む環境づくり
		環境学習・環境教育の推進 環境保全活動の推進

第5節 各主体の役割

1. 町民の役割

- ① 日常生活の中でいろいろな行動と環境との関わりを理解し、環境保全に対する関心と理解を深め、地域の環境と地球環境に優しい行動を実践します。
- ② 環境保全活動に積極的に参加するとともに、事業者や町と連携して地域における環境づくりに協力していきます。

2. 事業者の役割

- ① 奈義町の環境の現況を認識し、広い視野に立って環境に配慮した事業活動に努めます。
- ② 環境基本法をはじめとする環境関連法、奈義町環境保全及び公害防止に関する条例などを遵守します。また、地域の環境保全のために、製品の製造・流通・廃棄などの各段階において環境への負荷の低減に努めます。
- ③ 町民や町と環境保全のための活動ネットワークを形成し、実行します。

3. 町の役割

- ① 日常業務において、自ら率先して環境に配慮した行動を進めます。
- ② 町民や事業者にとって環境保全活動が実践しやすいような計画の策定を目指し、わかりやすく公開するとともに、周辺状況を整えます。
- ③ 町民や事業者と連携のとれたネットワークにより、効果のある行動の実践を支援していきます。

第5章 環境施策に対する配慮指針

環境施策に対して、町民・事業者・町の各主体が取組を実践していくうえでの配慮指針となる事項を示します。

I 安全で快適な環境づくり

【水質の保全】

町 民

- ・ 無駄な水は使用しないよう、節水を心がけます。
- ・ 水切りネットを使う、食べ残しを流さないなど、水をきれいに、大切に生活を実践します。
- ・ 使用済みの食用油は、排水口に流さず回収・処理し、石鹸づくりなどを行います。
- ・ 公共下水道が整備された地区では、早期に接続します。
- ・ 下水道等の計画区域外の場合は、合併処理浄化槽を設置します。
- ・ 合併処理浄化槽等の維持管理を適正に行います。
- ・ 河川、水路などの清掃活動などに積極的に参加します。
- ・ アカザやホタルなどの生息する美しい河川環境を守る意識を高めます。

事業者

- ・ 水質汚濁に関する規制・基準を遵守し、水質汚濁事故の防止に努めます。
- ・ 有害物質が流出、地下浸透しないよう、使用時はもとより保管などにも十分注意します。
- ・ 農業生産に関しては、化学肥料や農薬使用の低減など、環境保全型農業に努めます。
- ・ 畜産事業者は、事業排水や家畜糞尿などを適切に処理します。
- ・ 工事にあたっては、濁りの発生や油の流出などが起こらないように注意します。
- ・ 地域の河川・水路などの清掃、美化活動に積極的に参加・協力します。

町

- ・ 台所の水切りネットなどの普及促進に努めます。
- ・ 水質汚濁に関する規制・基準の遵守状況を監視します。
- ・ 下水道設備を適正に管理します。
- ・ 合併処理浄化槽等の適正な維持管理を啓発します。
- ・ 地域の清掃活動などの支援を行います。

【大気の保全】

町 民

- ・ 自動車の運転時には、不要なアイドリング・急発進・急加速は避けるなど、エコドライブを実践します。
- ・ 自動車の定期的な点検やこまめな手入れにより、燃費の向上を図ります。
- ・ マイカーの購入や買い替え時は、ハイブリッド自動車・電気自動車などの環境性能の高い車両の購入を検討します。
- ・ 法律で禁止された野外焼却※（野焼き）はしません。

事業者

- ・ 大気汚染に関する規制・基準を遵守し、汚染物質の排出抑制に努めます。
- ・ 営業車や作業車の不要なアイドリング・急発進・急加速を避けるなど、エコドライブを実践します。
- ・ 社用車の購入や買い替え時は、ハイブリッド自動車・電気自動車などの環境性能の高い車両の購入やリースを検討します。
- ・ 農業用ビニールなどは適正に処理し、不法な野外焼却はしません。
- ・ あぜの草や下枝などの焼却の際には、風向きや周囲の環境に配慮します。



町

- ・ 法律や条例に基づき、対象工場に対する監視体制を強化するとともに、指導を徹底します。
- ・ 不要なアイドリング・急発進・急加速などを止め、燃費が良く、環境にやさしいエコドライブの普及啓発を行います。
- ・ 公用車の更新時期に合わせてハイブリッド自動車、電気自動車など環境性能の高い車両の導入に努めるとともに、普及を啓発します。
- ・ 大気汚染の原因となる野外焼却（野焼き）は、禁止を指導します。
- ・ 不法な野外焼却を抑制するため、廃棄物の適正な処理方法について指導や啓発を図ります。
- ・ ぜんそくや気管支炎の原因となる微小粒子状物質（PM_{2.5}）の監視を継続するとともに、緊急時の対応を周知するなど、町民の安全対策を推進します。

※野外焼却：「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により廃棄物の野外焼却（野焼き）は、一部の例外（河川敷の草焼き、焼き畑・あぜの草及び下枝の焼却・漁網にかかったごみの焼却など）を除き禁止されている。例外においても、住宅密集地・農地・山林などの地域の状況によって周囲の環境保全上問題となる場合は、指導の対象となる。

【騒音・振動の低減】

町 民

- ・ 深夜・早朝など、周囲の状況に配慮した行動を心がけます。
- ・ 楽器・ペットの鳴き声など、近隣の迷惑にならないようにします。
- ・ 自動車・バイクなど、不要なアイドリングは控えます。また、走行時に騒音を発生させないように気をつけます。

事業者

- ・ 駐車場内でのアイドリングストップなど、マナー向上の啓発に努めます。
- ・ 騒音規制法、振動規制法に基づく規制基準などを遵守します。
- ・ 夜間操業の時間調整など、近隣に配慮するよう心がけます。
- ・ 建設工事では、低騒音・低振動型建設機械を使用し、作業時間にも配慮するなど、騒音・振動の発生防止に配慮します。

町

- ・ 事業者に対し、発生原因を特定し、適切な対策を図るよう指導するとともに、騒音規制法、振動規制法に基づく規制基準の遵守の徹底を図ります。
- ・ 生活騒音の発生を抑えるよう、広報紙などにより住民の環境意識、生活マナーの向上を啓発します。
- ・ 国道 53 号の通過車両に対して、低騒音運転を呼びかけます。

【悪臭の防止】

町 民

- ・ 合併処理浄化槽やコンポストなどで悪臭が発生しないようにします。
- ・ ペットの飼育にあたっては、飼育場所の清掃を適切に行うとともに、散歩時には犬のふんを持ち帰ります。

事業者

- ・ 工場・事業所における排出ガスを適正に管理し、自主的な悪臭の発生防止に取り組みます。
- ・ 畜産施設から発生するふん尿について、悪臭が発生しないように努めます。

町

- ・ 畜産施設などの小規模な事業所に対して、指導・助言などを行います。
- ・ ペットの飼育など、日常の家庭生活に起因する悪臭を防止するための普及啓発を図ります。

【有害化学物質による汚染防止】

町 民

- ・ 土壌汚染の原因となる不法投棄はしません。
- ・ 不法な野外焼却（野焼き）はしません。

事業者

- ・ 有害化学物質の使用削減に努めます。
- ・ 有害化学物質の取り扱いに細心の注意を払うとともに、廃棄時には適切に処分します。
- ・ 汚染物質を排出しません。
- ・ 化学肥料や農薬使用の低減など、環境保全型農業に努めます。
- ・ P R T R制度※に基づくデータ集計、公表を進めます。

※PRTR制度:化学物質排出移動量届出制度。有害性のある多種多様な化学物質が、どのような発生源から、どれくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを把握し、集計し、公表する仕組み。

町

- ・ 県と協力し、有害物質を使用する工場・事業所に対して適正管理を指導します。
- ・ 事業所などへの環境負荷低減の啓発を進めます。
- ・ 有機農業を推進するとともに、化学肥料や農薬の使用を低減するなど環境保全型農業への取組を促進します。

Ⅱ 自然と共生する環境づくり

【自然の保全と緑化推進】

町 民

- ・ 身近な動物・植物の乱獲や不法採取は行いません。
- ・ 庭木に野鳥の食餌木の植栽を心がけます。
- ・ 既に飼育している外来生物は責任を持って飼育し、逃がしたり放流したりしません。
- ・ 外来生物法の情報を得るとともに、特定外来生物による生態系への影響について理解を深め、安易な取得や移動、放棄はしません。
- ・ 里地・里山の適正な維持管理に努めます。
- ・ 生物多様性について関心を持ち、理解を深めるよう、環境学習などに参加します。
- ・ 身近な自然環境の保全活動や美化活動などに積極的に参加します。

事業者

- ・ 事業所内の緑化など景観に配慮するとともに、野鳥の食餌木などの植栽に努めます。
- ・ 開発に際しては、県条例に基づく環境影響評価を実施し、小規模なものでも環境への影響を最小限に抑えるよう努めます。
- ・ 地域の自然環境に配慮した事業活動を行います。
- ・ 身近な自然環境の保全活動や美化活動などに参加、連携、協力します。

町

- ・ 開発、施設整備などの実施にあたっては、希少な野生動植物の保護、自然環境の保全に配慮するよう指導、助言します。
- ・ 森林の水源かん養などの公益的機能の重要性を踏まえて、森林資源の適切な維持管理に努めます。
- ・ 町民が行う里山保全整備に対して一層の支援を行うなど町民協働の取組を拡充します。
- ・ 外来生物法に関する情報提供とともに、特定外来生物への対応について広報、啓発を行います。
- ・ 自然保護の普及啓発のための資料を配布します。
- ・ 関係機関と連携した農地の集約化を推進するとともに、耕作放棄地の新たな活用方法を検討し、農地の保全を図ります。
- ・ 駆除活動の支援など、有害鳥獣による農林業被害の防止対策を推進します。
- ・ ナラ枯れ被害については、調査・実施を行い被害拡大防止に努めます。

【貴重な自然の保全・復元】

町 民

- ・ 国定公園内では違法な動植物の取得や土砂の採掘などはしません。
- ・ 動植物の生育・生息地へのむやみな侵入はしません。

事業者

- ・ 国定公園内での禁止行為は一切行いません。
- ・ 貴重な自然の保護に協力します。

町

- ・ 国定公園内での不法行為を監視します。
- ・ 貴重な自然の保護に対する普及啓発を継続的に行います。
- ・ 可能な限り、自然環境の復元のための指導、援助を行います。



キンラン



サクラソウ

【水辺の保全・復元】

町 民

- ・ 川や池などにごみは捨てません。
- ・ 川や池の水辺を美しく保ちます。

事業者

- ・ 事業活動や開発にあたっては、水生生物や水辺環境に配慮して実施します。
- ・ 多自然型工法などの使用を検討します。

町

- ・ 河川やため池などの水辺環境の整備時には、親水性やビオトープに配慮した工法などの採用を指導します。
- ・ ごみの投げ捨て防止などの啓発活動を推進し、ごみのないきれいな水辺環境の維持・保全します。

【景観や文化・歴史的資源の保全・継承】

町 民

- ・ 川・池・田・畑・里山の自然景観、歴史・文化的景観などの保全、活用、継承に協力します。
- ・ 住宅などの建設、改築などの際には周辺の景観との調和に配慮します。
- ・ 地域の歴史・文化、伝統行事の認識を深め、保存と継承に協力します。
- ・ 地域の伝統行事、文化イベントなどに積極的に参加します。

事業者

- ・ 事業所周辺の緑化に努め、景観に配慮します。
- ・ 開発や事業活動において、周辺の景観などに配慮します。
- ・ 開発時には、事前に文化財の有無について調査を行い、工事中においても、新たな発見があれば適切に対応します。
- ・ 地域の歴史的・文化的遺産の保存・継承活動に協力します。
- ・ 歴史体験教室など地域資源を活用する地域の活性化に協力します。

町

- ・ 調和のとれた自然景観の保護を図ります。
- ・ 歴史的遺跡、文化財などの保全を積極的に進めます。
- ・ 社寺、史跡、文化財などを結ぶ散策コースを充実させます。
- ・ 指定文化財の維持、管理を図ります。
- ・ 無形民俗文化財などの後継者の育成を図り、保護保存団体に対しては、助成などを行います。
- ・ 環境資源の新たな情報提供や、資源としての役割や価値、重要性について、一層の啓発を行います。
- ・ 巨樹、巨木などの保護・保全を行います。
- ・ 文化財の継続的な調査・研究、適切な保存・管理とともに、地域間交流、地域教育などへの活用を図ります。
- ・ 地域の歴史・文化的資源の存在を内外に積極的に情報発信します。
- ・ 体験学習や体験交流事業などとの連携した活用により、地域間交流を促進します。



那岐山麓トレッキングマップ

Ⅲ 循環を目指した無駄のない環境づくり

【生活資源の有効利用】

町 民

- ・ 家庭から出る廃油の有効利用を進めます。
- ・ 環境にやさしい商品（エコマーク商品など）を積極的に使用します。
- ・ 再生利用や循環利用に関する情報を収集し、実践します。
- ・ 生ごみなどは、生ごみ処理機や生ごみ処理容器（コンポスト）などで有機肥料にして利用します。
- ・ 雨水は、小さな池や貯留槽に集め、庭木の散水や洗浄などに利用します。
- ・ 落ち葉や野菜くずなどは、肥料化して農地に還元します。

事業者

- ・ 環境にやさしい商品を積極的に使用します。
- ・ 再生利用や循環利用に関する情報を収集し、実践します。
- ・ 工業用水などについては、再利用などの有効利用に努めます。
- ・ 循環利用のできる製品の製造、開発を進めます。
- ・ 製品の設計段階で廃棄物減量のための事前評価（L C A：ライフサイクルアセスメント）を実施します。

町

- ・ 環境にやさしい商品を使用するとともに、商品情報の提供や普及啓発を行います。
- ・ 雨水利用など、水の再利用や有効利用に関する情報提供を行い、水資源の保全に向けた意識高揚を図ります。
- ・ 建材廃材などの処理に対する情報や技術の提供を行います。



【3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進】

町 民

- ・ ごみの排出者であるという自覚をして、「もったいない」の気持ちで自らの生活様式を見直し、ごみの排出量の減量、再使用、再利用に努めます。
- ・ コンポストなどの生ごみ処理機を活用して、日常の生活の中でごみを減らす取組を進めます。
- ・ 広報やホームページなどの情報を参考に、ごみの問題に対する理解を深めます。
- ・ 買い物にはマイバッグを利用し、レジ袋の削減を実践します。
- ・ 資源ごみは、必要に応じて洗浄するなど、速やかに資源化できるよう協力します。
- ・ ごみの野焼き、ポイ捨て、不法投棄はしません。
- ・ 再生商品を積極的に使用します。



事業者

- ・ 再資源化可能なごみは積極的に分別収集を行います。
- ・ 紙の使用量の削減、廃棄物の再資源化の徹底、梱包材の再利用などに取り組みます。
- ・ 買い物にはマイバックの利用を促し、レジ袋の削減を実践します。
- ・ 廃棄物処理法に基づいて、事業系廃棄物の減量化及び資源化に努めるとともに、事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理します。
- ・ 循環利用できる製品の開発を進めます。

町

- ・ 「生ごみ処理機及び処理容器購入費補助金制度」によりごみの減量化と資源化を推進します。
- ・ 廃品回収活動への助成を継続します。
- ・ 再生紙の利用、廃棄用紙の分別再利用などを推進します。
- ・ 事務用品はリサイクル率の高いものを優先的に導入します。
- ・ ごみ処理の現状や問題点などの情報を積極的に発信し、町民の関心を高めます。
- ・ 広報、ホームページなどでの啓発により、3R活動の強化を図ります。
- ・ 買い物時などのマイバッグ利用の普及を図ります。
- ・ 廃棄物の不法投棄やポイ捨てをなくすよう、一人ひとりのマナー向上の啓発を続けていきます。
- ・ 指定ごみ袋の導入により、ごみの減量化を推進します。

【ごみの適正処理】

町 民

- ・ ごみのポイ捨て、不法投棄はしません。
- ・ 町のごみ分別収集のルールを守り、適正処理を実践します。
- ・ 外出時に発生するごみは率先して持ち帰ります。

事業者

- ・ 廃棄物の不法投棄はしません。
- ・ 廃棄物の処理を委託する場合、マニフェスト制度を遵守し、適正に処理します。

町

- ・ 廃棄物の不法投棄やごみのポイ捨てなどの防止を推進します。
- ・ 法律に従って、収集・処理システムを一層推進します。
- ・ 不法投棄の監視体制の確立と強化を図ります。



新規導入したパッカー車

大切な資源として再利用
できるように
きちんと分別しよう。



種別	収集日	出せるもの	具 体 例	出し方	注意すること
可燃ごみ	毎週 西地区 月・水 東地区 火・金	生ゴミ プラスチック類 紙類 布類 木くず 木くず 木・草・竹葉	生ゴミ グローブ スポンジ ぬいぐるみ 木・小枝 廃棄・枯葉 かばん類 ボール ゴム手袋 プラスチック製の おもちゃ ホース類 使い捨てカイロ 磁気テープ	指定ごみ袋	1. 各地区の可燃ごみステーションへ収集日の午前8時30分までに出してください。 2. 生ごみは必ず水切りをし、資源ごみになるものは取り除きましょう。 3. 指定ごみ袋は片手で持てる大きさ、重さにし、臭いが漏れないよう、袋の口をしっかりとし断んで出してください。 4. 紙おもちゃは汚物を取り除いてください。 5. 木片・薪木などは、50cm以下に切って指定ごみ袋に入る長さにし、袋に穴が開かないよう工夫してください。 6. 布団やカーペットは粗大ごみに出してください。指定ごみ袋に入る物は可燃ごみに出してください。(電気カーペットは粗大ごみに出してください。) ※指定ごみ袋は平成28年4月1日から使用してください。
不燃ごみ	地区指定日	金属類 小家電製品 陶磁器類 ガラス類 白熱電球 蛍光灯 電池 ボタン電池 その他水銀を含むもの	くき・針 ハルト おもちゃ (金銀類) フライパン なべ はさみ スプーン(金銀類) カミソリ 電動機の刃 水筒 やかん ナイフ・包丁 家 ドライヤー トースター リモコン 小型電気ポット 延長コード 電気スタンド 電気扇 FAX 板ガラス 白熱電球 花瓶 化粧ひん 植木鉢(花器) 陶器 グローブ 花瓶 ガラス瓶 ガラス器 水銀灯 水銀球 体温計 電池 ボタン電池	コンテナ	1. 一斗缶に入らない大きさのものは、粗大ごみに出してください。 2. 長さが90cmを超えるものは粗大ごみに出してください。 3. 家電類のコードは、50cm以下に切って束ねて出してください。 4. グローブ、白熱電球は陶磁器類、ガラス類と分けて出してください。 5. ガラス戸は粗大ごみに出してください。 6. 使い捨てライター、着火器具は必ず中身を使い切ってから出してください。
資源ごみ	地区指定日	アルミ缶 スチール缶 びん類 紙パック ダンボール プラスチック製 容器包装 布類 (古着・古布)	アルミ缶 スチール缶 びん類 紙パック ダンボール プラスチック製 容器包装 布類 (古着・古布)	資源ごみ	1. 缶詰・スプレー缶については、スチール缶を出してください。 2. 缶の内部物は取り除き、汚れは洗って出してください。 3. 透明ペットボトルは、ふた、ラベル(プラスチック製容器包装)を取って、出してください。 4. スプレー缶に穴を開ける必要はありませんが、必ず使い切ってから出してください。 5. びんはキャップをはずし中を軽く水洗いし、透明・茶色・その他の色の3種に分別してください。 6. 一升びんやビールびんなどは販売店引き取りしてもらいましょう。 7. 化粧品びん、耐熱ガラス、ガラス食器、ガラスコップはリサイクルできません。 1. 紙パックは、開いて洗い、乾燥してから束ねて出してください。(内側にアルミの貼ってあるものは可燃ごみに出してください。) 2. ダンボールは1m角ぐらいにし、新聞紙(折り込みチラシを含む)・雑誌等片手でせられる大きさに束ねてひもで十文字に結んで出してください。 3. ボトル・チューブ類は、キャップを外し、中を洗って出してください。 4. 汚れが落ちないもの、洗えないものは、可燃ごみへ出してください。 5. プラスチック類は、品目によっては資源ごみと可燃ごみに別れます。 6. 具体例に載っていないものは「ごみの分別・出し方ガイドブック」でご確認ください。 7. 津山園地グリーンセンターへ直接持ち込みする場合は、一部分別区分が異なるりますのでお問い合わせください。 1. 下着・くつ・ストッキングは可燃ごみに出してください。 2. 汚れや破れがひどいものは可燃ごみに出してください。 3. 片手でせられる大きさに束ねてひもで十文字に結んで、任意袋に入れて出してください。
粗大ごみ	町指定日	家具類 電気製品類 動物・玩具類 その他大型製品類	家具類 電気製品類 動物・玩具類 その他大型製品類	粗大ごみ	1. 直接津山園地グリーンセンターへ持ち込むか、町が実施する粗大ごみ収集へ出してください。 2. タイヤ・ホイール・バッテリーは町が実施する粗大ごみ収集へ出してください。津山園地グリーンセンターでは取り扱いません。 3. 一斗缶(24cm×24cm×35cm)に入らない大きさ、または、長さが90cmを超えるものや燃焼してはいけないものが「粗大ごみ」となります。

可処分現金 事業所から出るごみ 商店・飲食店、事務所、工場等から出る事業所ごみは収集します。直接持ち込むか中継駅をご利用ください。 	建設廃材、農機具、農業用資材など産業廃棄物 建設廃材は産業廃棄物業者へ、農機具・農業用資材は販売店・JICAにご相談ください。 自動車、自動車の部品、オートバイ(50cc 車) 販売店へご相談ください	消火器 販売店へご相談ください ピアノ 販売店へご相談ください 仏壇 販売店へご相談ください パソコン リサイクルが義務付けられています。 購入先や販売店または、メーカーに相談してください。 	ガソリン・灯油・廃油、シンナー類・塗料 販売店へご相談ください プロパンガスボンベ 販売店へご相談ください 自動車部品 販売店へご相談ください ドラム缶 販売店へご相談ください	エアコン・テレビ・冷蔵庫・洗濯機・衣類乾燥機 家電リサイクル法対象品(自治体職員) - 過去に回収した小売店や買い取り屋へ小売店に引き渡す場合を除くとして - 事前に使用済、家電リサイクル券を添えて「リサイクル料金」を納付のうえ、下記指定引取り場所へお持ち込みください - 取が困難なまま売却しリサイクル料金を出していただく。  <table> <tr> <th>会 社 名</th><th>住 所</th><th>T E L</th></tr> <tr> <td>日本環境資源工業株式会社</td><td>横浜市都筑区9-9-3</td><td>23-0902</td></tr> </table>	会 社 名	住 所	T E L	日本環境資源工業株式会社	横浜市都筑区9-9-3	23-0902
会 社 名	住 所	T E L								
日本環境資源工業株式会社	横浜市都筑区9-9-3	23-0902								

家庭ごみの分別・出し方

IV 地球環境保全に留意した環境づくり

【省資源、省エネルギーの推進】

町 民

- ・ テレビや新聞、雑誌、インターネットなど様々なメディアを利用し、地球環境やエネルギー問題について認識を高めます。
- ・ 環境・エネルギー教室などに参加し、認識を高めます。
- ・ 家庭のエネルギー使用量を二酸化炭素に換算して見ることができる「環境家計簿」の利用など、日常生活の中での省エネルギーを実践します。
- ・ 家電の買い替え時には、省エネルギー効率の高い製品を選定します。
- ・ 自宅の新築や増築にあたっては、照明のLED化、断熱や採光など省エネルギーに配慮した設備や工夫を採用するよう努めます。
- ・ マイカーの購入や買い替え時は、ハイブリッド自動車、電気自動車など環境性能の高い車両の購入を検討します。

事業者

- ・ 事業所内での省エネルギーに取り組むとともに、建物や設備の省エネ改修を検討します。
- ・ 事業の特性に応じて環境マネジメントシステム※の導入を検討します。
- ・ 社用車の購入や買い替え時は、ハイブリッド自動車、電気自動車など環境性能の高い車両の購入やリースを検討します。
- ・ 省資源、省エネルギー型の製品の製造・販売に努めます。
- ・ ビル等のエネルギー使用量を最適に管理するシステム（BEMS）の導入を検討します。



町

- ・ 公共施設の電灯のLED化などの高効率照明に替えるなど、省エネルギーの率先した取組の実践により地域への普及を図ります。
- ・ 公用車の更新時期に合わせて、ハイブリッド自動車、電気自動車など、環境性能の高い車両の導入を推進します。
- ・ 環境や省エネルギーをテーマとした学習会の開催などを通して、地球環境の理解、身近に利用するエネルギーに関する町民の意識と認識を深めます。
- ・ 家庭のエネルギー使用量を二酸化炭素に換算して見ることができる「環境家計簿」の普及を図ります。
- ・ 事業所への省エネルギー設備の導入や省エネルギー活動などの取組に対する支援制度に関する情報提供などにより、行動を促進します。

- ・ ISO14001[※]やエコアクション21（EA21）[※]などの環境マネジメントシステムの導入を促進するための啓発を行います。

※環境マネジメントシステム：組織や事業者が、環境に関する方針や目標を自ら設定し、達成に向けて取り組むための体制や手続等の仕組み。

※ISO14001：組織活動、製品及びサービスの環境負荷の低減といった環境活動の改善を実施する仕組みが継続的に運用されるシステムを構築するために要求される規格。

※EA21：中小企業、学校、公共機関等に対して「環境への取組を効果的・効率的に行うシステムを構築・運用・維持し、環境への目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、報告する」ための方法として環境省が策定したエコアクション21ガイドラインに基づく事業者のための認証・登録制度。

【再生可能エネルギー等の利活用】

町 民

- ・ 太陽光発電設備などの再生可能エネルギーを活用します。
- ・ ヒートポンプ等のエネルギー高度利用技術を利用した製品の活用を検討します。
- ・ 薪ストーブやボイラーの利用を検討します。

事業者

- ・ 事業所の立地や設備、施設を活かした太陽光発電などの再生可能エネルギーを利用する設備の導入を検討します。
- ・ ヒートポンプ等のエネルギー高度利用技術を利用した製品の活用を検討します。

町

- ・ 太陽光発電設備等の再生可能エネルギーの導入を推進します。
- ・ ヒートポンプ等のエネルギー高度利用技術を利用した製品の活用を検討します。
- ・ 新エネルギービジョンに則し、町民・事業者・町が協働して行える再生可能エネルギーの利活用を推進します。
- ・ 大規模な太陽光発電設備などの設置にあたっては、自然環境や周囲の生活環境への影響に配慮するよう指導、助言します。また、景観保全の方向性と役割分担を明確にしたルール作りを検討します。
- ・ 今後の技術動向を見ながら、多様な再生可能エネルギーの活用を検討します。



【地球環境の保全】

町 民

- ・ 地元産の農産物や水産物を積極的に購入し、地産地消の取組を広げます。
- ・ フロン回収が適切に行えるよう、家電リサイクル法※を遵守します。

事業者

- ・ 産業廃棄物の減量化や再利用に努めます。
- ・ フードマイレージ※の考えに基づき、地産地消の思想をPRし、環境問題に取り組みます。
- ・ 事業活動に関わる化石燃料の使用量削減などにより、温室効果ガスや酸性雨の原因となる大気汚染物質の排出削減に努めます。
- ・ フロン回収が適切に行えるよう、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）※を遵守します。

町

- ・ 地産地消を推進し、フードマイレージの短縮などによる二酸化炭素の排出抑制に貢献します。
- ・ 身近でできる具体的な行動など、地球温暖化防止に関わる環境教育を積極的に推進します。
- ・ 一人ひとりが取り組める省エネルギー活動を啓発します。
- ・ 二酸化炭素を吸収する健全で豊かな森林の保全、育成に努めます。
- ・ ノーマイカーデーの継続を通して、町民・事業者への啓発を図ります。
- ・ オゾン層を破壊するフロン類の大気中への排出を抑制するため、フロン排出抑制法についての普及啓発に努めます。
- ・ 酸性雨に関する情報収集と情報発信を行います。また、酸性雨の原因となる化石燃料の使用量削減を図ります。

※家電リサイクル法:特定家庭用機器再商品化法

※フードマイレージ:食料を運ぶ輸送距離。距離が短いほど輸送にかかる環境負荷が軽減できる。

※フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(フロン排出抑制法):特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律

【光（ひかり）害の防止】

町 民

- ・ 庭園灯・外灯などには、漏れ光や障害光とならない下方を照らすタイプを使用します。

事業者

- ・ 外灯などは、漏れ光や障害光とならない下方を照らすタイプを使用します。
- ・ 事業所のライトアップでは上空に光が漏れないように、また障害光とならないように対処します。

町

- ・ 街灯などは、漏れ光や障害光とならない下方を照らすタイプを使用します。
- ・ 関連施設でのライトアップでは上空に光が漏れないように、また障害光とならないように対処します。
- ・ 町民や事業者に対し、光害防止のための照明機器の使用、漏れ光や障害光を防止するための手法などの普及に努めるとともに、監視・指導を行います。



奈義町現代美術館から夜空を望む

V みんなで取り組む環境づくり

【環境学習・環境教育の推進】

町 民

- ・ 環境に関するシンポジウムやセミナーに積極的に参加し、環境に配慮した生活に役立てます。
- ・ 子どもたちに地域の体験学習への積極的な参加を勧めます。
- ・ 地元産品の使用を増やすとともに、地域の伝統ある食文化を子どもたちに伝えていきます。
- ・ 大人と子どもが身近な自然と一緒に学ぶ体験会などに参加します。

事業者

- ・ 環境に関するシンポジウムやセミナーに積極的に参加し、環境に配慮した事業活動の実践に役立てます。
- ・ 環境問題やエネルギー対策などの社内研修会を開催するなど、環境問題に対する従業員の意識向上に努めます。

町

- ・ ESD「持続可能な開発のための教育」の視点を取り入れ環境に関する学習や教育を進め、それらを実践していく環境づくりを行います。
- ・ 環境に関するシンポジウムやセミナーを開催します。
- ・ 子どもたちの環境教育を推進し、将来環境に配慮した行動のとれる人材の育成を図ります。
- ・ 生涯学習のなかで、町民一人ひとりの身近な環境、地球環境問題への関心と理解を深めてもらえるように環境学習・教育を取り入れます。
- ・ 事業活動における環境への配慮が促進されるよう、情報提供や講師派遣などにより、職場における環境教育の実施を支援します。



自然観察(川の生き物)



自然観察(野原の生き物)

【環境保全活動の推進】

町 民

- ・ 町内の一斉清掃などに積極的に参加します。
- ・ 広報やホームページなどの情報から地域環境の理解を深めます。
- ・ テレビや新聞、雑誌、インターネットなどを利用し、地球環境問題やエネルギー問題について認識を高めます。
- ・ 身近な自然観察会、環境に関する勉強会、環境フェスタなどに積極的に参加します。
- ・ 地域の美化活動や様々な環境保全活動に積極的に参加します。
- ・ 経験や知識を活かし、講師や指導者として地域の環境保全活動に貢献します。

事業者

- ・ 事業所の状況、事業活動の特性に応じた環境保全活動を積極的に実践します。
- ・ 地域が一体となった環境保全活動への積極的な参加と協力を努めます。

町

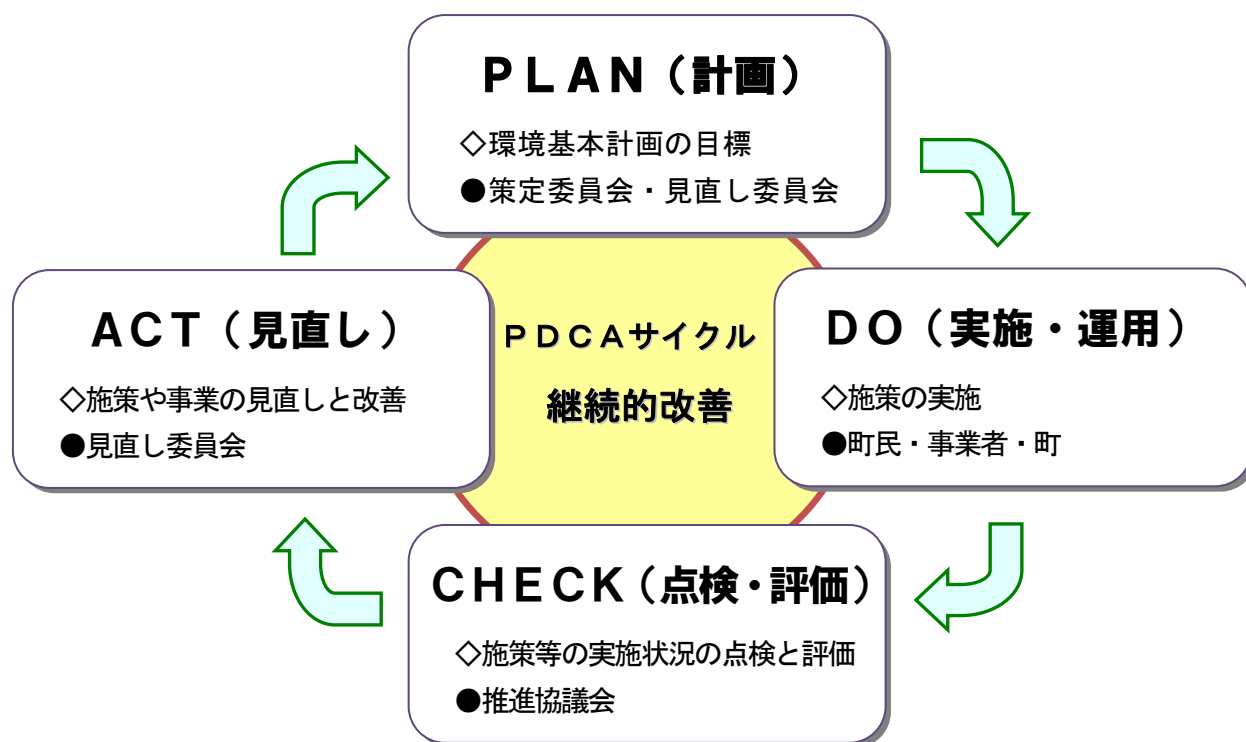
- ・ 関係機関、環境活動団体、事業者、個人などとの幅広いネットワークをつくり、講師や指導者の確保に努めます。
- ・ 環境活動に関連する情報の提供や指導者の紹介・派遣など、地域が一体となった環境保全活動を積極的に支援します。

第6章 計画の推進

第1節 計画推進の考え方

本計画策定後は、計画の推進状況の点検、確認などの進行管理を行う必要があります。このため、環境マネジメントシステムの考え方を採り入れて、PDCAサイクルを回していくことにより計画の進行管理を行います。

PDCAとは、PLAN（計画）、DO（実施・運用）、CHECK（点検・評価）、ACT（計画を見直し実行に活かす）という一連の運営・管理のサイクルです。これらを繰り返し行っていくことで計画の進行状況を把握し、課題を解決しながら継続的な改善を図ります。



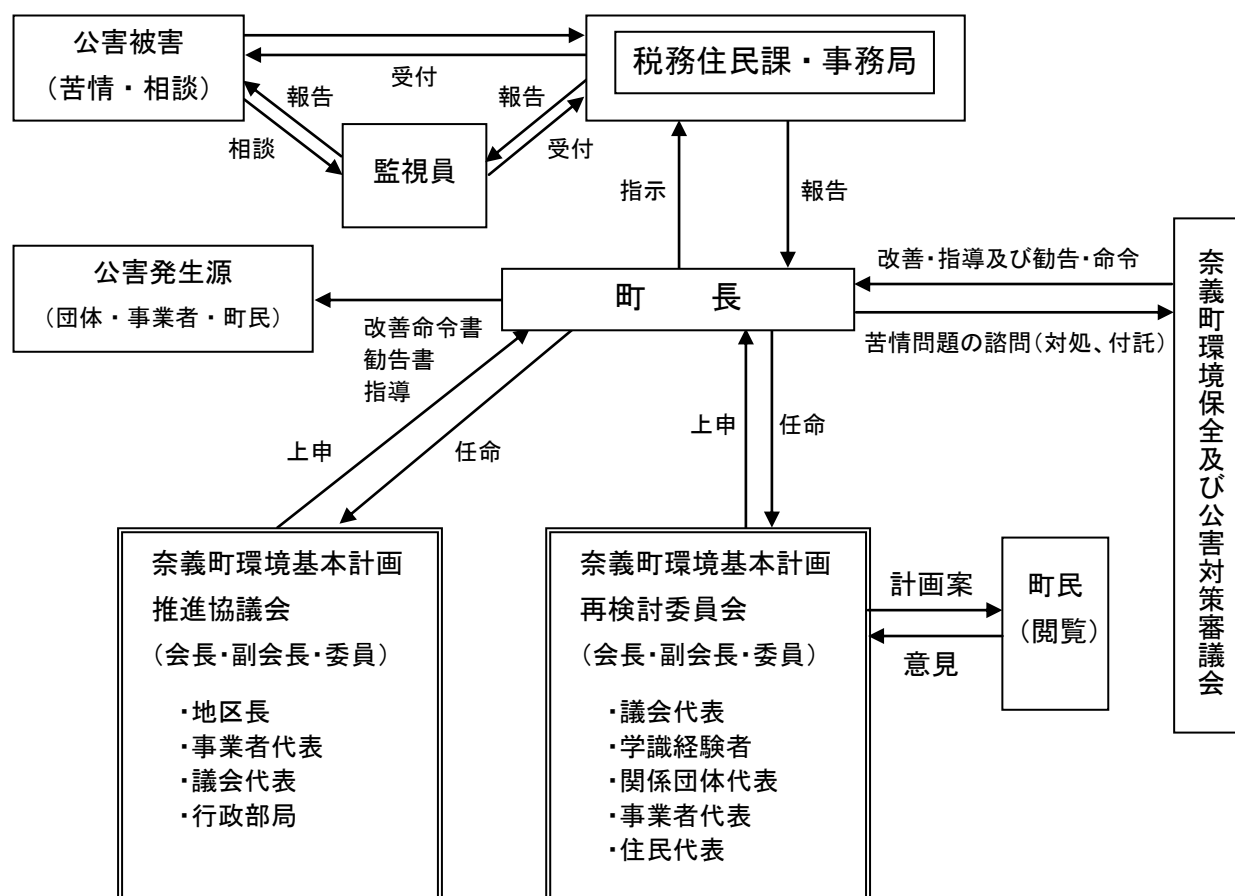
第2節 計画の推進体制

本計画には、庁内の多くの部局が関わりと同時に、国・県及び周辺の市町村も関係しています。施策の推進にあたっては、庁内各部局―税務住民課・事務局―環境保全及び公害対策審議会との連携を十分に図ります。そのため、町民・事業者・町の三者一体の推進体制を確立するとともに、これらの定期的な会合により計画の進行を管理します。

本計画の見直し時には、その時の町内の環境等を正確に把握するためにも、アンケート調査・水質検査等を実施し、意見や情報を収集し活用します。

また国・県及び関係機関から環境に関わる情報を入手し、町広報紙やホームページなどを通じて情報を提供します。

今後は、取組状況を評価するとともに、社会情勢の大きな変化や環境保全に係る新たな課題の発生など、計画の見直し時点で想定されていない事象等に対応する必要性が生じた場合などは、適時適切に本計画の見直しを行うこととします。



奈義町環境基本計画【改訂版】の推進体制

第3節 計画推進のための重点施策

基本目標の達成、地域の環境課題への対応を図る上で、特に重点的に取り組むべき環境施策を掲げます。

重点施策

1. 生物多様性の保全
2. 資源循環型社会の構築
3. 地球温暖化の防止
4. 地域資源を活用した交流の促進

【重点施策1】 生物多様性※の保全

奈義町における日常生活、事業活動、社会活動の全てにおいて、生物多様性に配慮した行動が必要です。身近な環境に対する意識を高め、将来に継承する良好な環境を守っていきます。

- ・ 自然環境の保全と有効活用
- ・ 農村環境、田園風景の維持・保全
- ・ 生物多様性に関する情報提供、意識啓発
- ・ 環境教育、地域の環境学習の推進
- ・ 特定外来生物、有害鳥獣対策の推進

※生物多様性：地球上の生物は、未知のものを含めると3,000万種ともいわれる。一つひとつに個性がある生命が、網の目のようにさまざまな関係でつながっていることをいう。

【重点施策2】 資源循環型社会の構築

広域での一般廃棄物処理体制、分別の変更や指定ごみ袋の導入など、新たな仕組みへの移行を契機として、ごみの減量化をさらに推進し3R（Reduce：減らす、Reuse：再使用、Recycle：再資源化）の取組を一層強化するなど、資源循環型のまちづくりを目指します。

- ・ 指定ごみ袋、分別など回収方法の広報、周知徹底
- ・ 3R活動に関する情報提供と意識啓発
- ・ 生ごみ処理機、処理容器などの普及
- ・ 廃品回収活動の推進
- ・ 不法投棄ゼロ、ポイ捨てのないまちづくりの推進

【重点施策３】 地球温暖化の防止

地球温暖化対策をはじめ地球規模の環境対策には、奈義町の取組だけでは、わずかな貢献しかできませんが、地域の役割として着実に進めて行く必要があります。

- ・省資源、省エネルギーの情報発信と啓発
- ・環境性能の高い自動車の普及
- ・太陽光発電設備、太陽熱温水器などの導入推進

【重点施策４】 地域資源を活用した交流の促進

地域の自然や景観、歴史、伝統文化などの地域資源を活用した地域内外の交流や地域活動を促進し、地域の活性化と将来の環境を受け継ぐ人材の育成を図ります。

- ・奈義町に関する情報、地域資源情報などの積極的な発信
- ・地域内外との交流事業の促進
- ・地域の環境保全活動の推進
- ・将来の奈義町の環境を担う人材の発掘と育成

資 料 編

- 資料 1. 奈義町環境基本条例
- 資料 2. 奈義町環境基本計画再検討委員会委員名簿
- 資料 3. 奈義町環境基本計画【改訂版】－2016－ 策定の経緯
- 資料 4. 環境用語集

資料 1. 奈義町環境基本条例

○奈義町環境基本条例

平成14年 3 月18日

条例第 2 号

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 6 条）

第 2 章 環境の保全等に関する施策の基本方針等（第 7 条—第 9 条）

第 3 章 環境の保全等に関する施策等（第10条—第21条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、奈義町の良好な環境の保全等（復元及び創造を含む。）について基本理念を定め、町、事業者及び町民の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の町民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第 3 条 環境の保全等は、町民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受する権利を有するとともに、健全で恵み豊かな環境を将来の世代へ継承する責任を果たすことを旨として、行われなければならない。

2 環境の保全等は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷を少なくすること、あるいは人と自然との共生が確保されるとともに持続的に発展す

ることができる社会の実現を目指して、すべての者の参加の下に行われなければならない。

- 3 地球環境の保全が人類共通の課題であるとともに町民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上での課題であることから、町民は地域の環境保全を通じて地球環境の保全に貢献することを基本とし、環境の保全等を積極的に推進しなければならない。

(町の責務)

第4条 町は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、本町の自然的社会的条件に応じた環境の保全等に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずるとともに、その事業活動に係る廃棄物を適正に処理しなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全等に自ら積極的に努めるとともに、町が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

(町民の責務)

第6条 町民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う廃棄物の排出、生活排水等による環境への負荷を低減するように努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、町民は、基本理念にのっとり、環境の保全等に自ら積極的に努めるとともに、町が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

第2章 環境の保全等に関する施策の基本方針等

(施策の基本方針)

第7条 町は、基本理念にのっとり、環境の保全等に関する施策を策定し、実施するに当たっては、次に掲げる基本方針に基づき、施策相互の有機的連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 人の健康が保護され、生活環境及び自然環境が適正に保全されるよう大気、水、土壌、動植物その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持するための施策を推進する。
- (2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の

確保を図るとともに、地域の特性に応じて、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境を体系的に保全するための施策を推進する。

- (3) 歴史的・文化的遺産を保存し、その活用を図るとともに、地域の個性を生かした美しい景観を形成すること、あるいは人と自然との豊かな触れ合いが保たれるように、潤いと安らぎのある環境を創造するための施策を推進する。

(環境基本計画)

第8条 町長は、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、奈義町環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全等に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する施策を推進するために必要な事項

3 町長は、環境基本計画を定めるに当たっては、町民及び事業者の意見を反映できるように、必要な措置を講ずるものとする。

4 町長は、環境基本計画を定めるに際し、あらかじめ環境保全及び公害の防止に関する条例（平成3年条例第29号）に規定する奈義町環境保全及び公害対策審議会の意見を聴かなければならない。

5 町長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(状況等に関する公表)

第9条 町長は、環境の状況及び環境保全等に関する施策の状況等を公表するものとする。

第3章 環境の保全等に関する施策等

(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 町は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境への負荷の低減に資する措置、その他の環境の保全のために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(規制等の措置)

第11条 町は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、町は、環境の保全上の支障を防止するため、指

導、助言、その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境の保全に関する公共的施設の整備)

第12条 町は、環境の保全に関する公共的施設の整備を推進するものとする。

(環境資源の活用等)

第13条 町は、潤いと安らぎを与える山地、森林、河川、ため池等の緑や水辺等の自然的資源、先人から引き継いだ歴史的資源、まちづくりで築きあげてきた文化的資源等の環境資源を保全し、活用にあつめるものとする。

(資源の循環的な利用等の推進)

第14条 町は、環境への負荷の低減を図るため、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(地球環境の保全の推進)

第15条 町は、すべての日常生活及び事業活動において、地球環境の保全が積極的に推進されるように、施策の推進にあつめなければならない。

(環境教育・学習の振興等)

第16条 町は、町民及び事業者が自ら環境の保全等についての理解を深めるとともに、環境への負荷の低減のための活動が促進されるよう、環境に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実、その他必要な措置を講ずるものとする。

(民間団体等の自発的な活動の推進)

第17条 町は、町民及び事業者又は民間団体（以下「民間団体等」という。）の環境の保全等に関する自発的な活動を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第18条 町は、第16条に規定する環境に関する教育及び学習を振興し、民間団体等の自発的な活動の促進に資するため、個人及び法人その他の団体の権利利益の保護に配慮しつつ環境の状況その他の環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(指導、助言及び助成)

第19条 町は、環境の保全等のために必要があると認めるときは、民間団体等に対し、指導、助言及び助成を行うことができる。

(調査の実施等)

第20条 町は、環境の保全等に関する施策を策定し、及び適正に実施するため、必要な調査を実施するものとする。

2 町は、環境の状況を把握し、環境の保全等に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定及び検査の体制の整備に努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第21条 町は、環境の保全等に関する広域的な取組を必要とする施策については、国及び岡山県その他の地方公共団体と協力して、推進するよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

資料 2. 奈義町環境基本計画再検討委員会委員名簿

役 職	氏 名
委 員 長	芦田 栄徳
副委員長	力久 了美
委 員	浅野 勝英
委 員	芦田 照子
委 員	連佛 修
委 員	花房 清至
委 員	鷹取 渡
委 員	定森 久芳
委 員	鶴本 辰郎
委 員	松木 太
委 員	有元 清

資料 3. 奈義町環境基本計画【改訂版】-2016-策定の経緯

○平成 26 年度

1.平成 26 年 10 月 地域概要や環境の現状についての基礎調査を委託、国や県等の情報を確認し基礎データを収集

2.町民アンケート

平成 26 年 10 月、18 才以上の町民 1,000 人、奈義小学校 5・6 年生、奈義中学校 1・2 年生の全員、50 事業所に協力をお願いし、環境に関する意識調査のための町民アンケート調査を実施

○平成 27 年度

1. 奈義町環境基本計画再検討委員会

会議名	開催日	協議事項
第 1 回奈義町環境基本計画再検討委員会	平成 27 年 5 月 29 日(金)	○委嘱状交付 ①奈義町環境基本計画の概要について ②計画の再検討について ③その他
第 2 回奈義町環境基本計画再検討委員会	平成 27 年 8 月 27 日(木)	①奈義町環境基本計画（素案）について ②その他
第 3 回奈義町環境基本計画再検討委員会	平成 28 年 2 月 15 日(月)	①奈義町環境基本計画【改訂版】-2016-（案）の概要説明について ②町長への奈義町環境基本計画【改訂版】-2016-（案）の提出について

2. 奈義町議会全員協議会

平成 27 年 11 月 24 日（火）

平成 28 年 1 月 8 日（金）

奈義町環境基本計画 【改訂版】-2016-（案）の概要説明

3. パブリックコメント手続の実施について

パブリックコメント募集期間 平成 27 年 12 月 7 日（月）～21 日（月）

4. 奈義町環境保全及び公害対策審議会

平成 28 年 1 月 22 日（金）

奈義町環境基本条例第 8 条第 4 項及び第 6 号の規定により審議会からの意見を聴取。

資料 4. 環境用語集

あ 行

■悪臭防止法

悪臭防止法は、規制地域内の工場・事業場の事業活動に伴って発生する悪臭について必要な規制を行うことなどにより生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とする。

都道府県知事が、市町村長の意見を聴いて規制地域を指定し、また、環境省令が定める範囲内で規制基準を定めて、悪臭を規制し、指定後は市町村長が規制実務を行い、悪臭公害を防止することを主な内容としている。

■一般環境大気測定局

大気汚染防止法第 22 条に基づいて、環境大気の汚染状況を常時監視（24 時間測定）する測定局。

■一般廃棄物

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の対象となる廃棄物のうち、法で特定した 20 品目の産業廃棄物以外のもの。一般家庭から排出されるいわゆる家庭ごみ（家庭系廃棄物）のほか、事業所などから排出される産業廃棄物以外の不要物（いわゆるオフィスごみなど）も事業系一般廃棄物として含まれる。また、し尿や家庭雑排水などの液状廃棄物も含まれる。発生源別に、生活系と事業系の 2 つに区分される。

■エコマーク商品

次に掲げる要件のいずれかに該当し、これを消費者に奨励することが環境保全のために適切であると認められる商品の類型に属するもので公益財団法人日本環境協会が認証した商品。

1. その商品の製造、使用、廃棄などによる環境への負荷が、他の同様の商品と比較して相対的に少ないこと
2. その商品を利用することにより、他の原因から生ずる環境への負荷を低減することができるなど環境保全に寄与する効果が大きいこと

■オゾン層

地上から 10～50km の高度で地球をとりまく成層圏に存在するオゾン濃度の濃い大気層。

オゾンは生物に有害な波長をもつ紫外線を吸収するが、フロンガスなどによるオゾン層破壊が問題となっている。

そのため、オゾン層の保護などに取り組むことを目的に特定フロン、代替フロンへの移行が進んでおり、さらにフロンの生産、管理、回収、処分を適正に行うため、フロン排出抑制法（フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律）が平成 27 年（2015 年）4 月に施行された。

■温室効果ガス

大気中には、太陽から地球へ降り注ぐ光のエネルギーを通し、地面から放射される赤外線熱を吸収するガスがある。こうした性質をもつガスは、地球の平均気温を温室のように一定に保つ役割を果たして「温室効果ガス」と呼ばれる。

主な温室効果ガスには二酸化炭素、一酸化二窒素、メタン、フロン類などがある。人間の活動によって、大量の温室効果ガスが大気中に放出され、地球温暖化の原因となっている。

か 行

■環境基準

健康保護と生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準として、物質の濃度や音の大きさというような数値で定められているもの。この基準は、公害防止対策を進めていく上での行政上の目標として定められるもので、ここまでは汚染してもよいとか、これを超えると直ちに被害が生じるといった意味で定められるものではない。典型 7 公害のうち、振動、悪臭及び地盤沈下の 3 つを除いた大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音の 4 つについて環境基準が定められている。

■環境基準類型指定

水質汚濁及び騒音の環境基準については、国において類型別に基準値が示され、これに基づき都道府県において水質汚濁に関しては水域の利用目的、現状水質など、騒音に関しては都市計画区域などを勘案し、具体的な水域や地域を当てはめ、指定することをいう。

■環境基本法

公害対策基本法で公害対策を、自然環境保全法で自然環境対策を行っていたが、複雑化・地球規模化する環境問題への対応に限界があるとの認識から、環境政策の新たな枠組を示す基本的な法律として、平成 5 年（1993 年）に制定された。

基本理念としては、(1) 環境の恵沢の享受と継承等、(2) 環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築等、(3) 国際的協調による地球環境保全の積極的推進が掲げられている。この他、国、地方公共団体、事業者、国民の責務を明らかにし、環境保全に関する施策（環境基本計画、環境基準、公害防止計画、経済的措置など）が順次規定されている。また、6 月 5 日を環境の日とすることも定められている。

■環境保全型農業

「農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業」のこと。食料農業農村基本法においても、国全体として適切な農業生産活動を通じて国土環境保全に資するという観点から、環境保全型農業の確立を目指すしている。

■環境負荷

人が環境に与える負担のこと。単独では環境への悪影響を及ぼさないが、集積することで悪影響を及ぼすものも含む。環境基本法では、環境への負荷を「人の活動により、環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。」としている。

■環境マネジメントシステム（環境管理システム）

環境マネジメントとは、大きくとらえれば企業が事業活動を行う際に環境への影響を自主的に管理することを指す。平成4年（1992年）の「地球サミット」を契機に、国際標準化機構本部に環境管理に関する専門委員会が設置され、平成8年（1996年）9月に環境マネジメントの国際規格「ISO14001」などが定められた。

環境マネジメントシステムの内容としては、(1)環境マネジメントに関する方針の作成、(2)環境に関する目的・計画の作成、(3)実施・運営（体制整備、従業員の訓練、文書管理等）、(4)点検・是正（記録、環境マネジメントシステムの監査等）、(5)経営者による環境マネジメントシステムの見直しといった組織内の一定の手続きを規定し、システム自体の改善を目的とする。

■クリーンディーゼル

ディーゼルエンジンのうち、高圧にした燃料を適切なタイミングと量で噴射する電子制御燃料噴射装置（コモンレールシステム）により、浮遊粒子状物質（SPM）や窒素酸化物（NO_x）の排出量を削減した環境負荷のより少ないエンジン。

■景観

風景外観。けしき。ながめ。また、その美しさ。（広辞苑）

人間の視覚によってとらえられる地表面の認識像。山川・植物などの自然景観と、耕地・交通路・市街地などの文化景観に分けられる。（大辞林）

■光化学オキシダント

大気中の窒素酸化物、炭化水素などが太陽の紫外線を受けて光化学反応を起こし生成される二次汚染物質。日ざしの強い夏季に高濃度になりやすく、目をチカチカさせたり、胸苦しくさせたりすることがある。光化学スモッグの原因物質の一つ。光化学オキシダント注意報は、1時間値が0.12ppm以上で、気象条件からみて、汚染の状態が継続すると認められる時発令される。

さ 行

■再生可能エネルギー

太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱など、一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギー。

■再生可能エネルギーの固定価格買取制度（FIT制度）

再生可能エネルギー源（太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス）を用いて発電された電気を、国が定める固定価格で一定の期間、電気事業者に調達を原則義務づける制度。平成24年（2012年）7月2日開始。

電気事業者が再生可能エネルギーに起因する電気の買取に要した費用は、電気料金の一部として、賦課金という形で利用者の負担となる。

■酸性雨

二酸化硫黄（ SO_2 ）や窒素酸化物（ NO_x ）などを起源とする酸性物質が雨・雪・霧などに溶解し、通常より強い酸性を示す現象。河川や湖沼、土壌を酸性化して生態系に悪影響を与えるほか、コンクリートを溶かしたり、金属に錆を発生させたりして建造物や文化財に被害を与える。（気象庁：酸性雨に関する基礎的な知識）

■自然公園

一定の開発行為を規制することにより、すぐれた自然の風景地を保護するとともに、国民の自然とのふれあいを推進することを目的に、自然公園法（又は条例）に基づいて国又は都道府県によって指定される地域のこと。

■循環型社会

ごみをなるべく出さず、ごみをできるだけ資源として使い循環させ、使えないごみはきちんと処分を行うことで、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り減らす社会のこと。

■食育

生きる上での基本であって、知育・徳育及び体育の基礎となるべきもの、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な生活を実践することができる人間を育てること。（食育基本法）

■植生

ある地域における植物体の集まりの総称。

■振動規制法

工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる振動について必要な規制を行うとともに、道路交通振動に係る要請の措置を定めることなどにより、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的としている。

都道府県知事が、工場及び事業場における事業活動や建設工事に伴い発生する振動を規制する地域を指定し、指定された地域内にあって著しい振動を発生する施設（「特定施設」という）を有する工場・事業場について、規制基準を遵守させるための所要の措置を講ずることになる。

■生物化学的酸素要求量（BOD）

水中の有機物が微生物によって分解される時に消費される酸素の量で、河川の有機汚濁の程度を表す代表的な項目。微生物が多いほどBODは高くなり、有機物が分解される時に酸素が消費されて水中の酸素が欠乏し、生物の生息環境が悪化しやすい。

類似した指標の化学的酸素要求量（COD）は、窒素やリンなどの化学物質の影響が大きい滞留性水域の湖沼や海域の有機汚濁の程度を表す代表的な項目。

■生物多様性

地球上の生物は、生命の誕生以来、さまざまな環境のもとで絶滅と進化をくり返し、未知のものを含めると 3,000 万種ともいわれる多様な生物が存在している。生物多様性とは、ひとつひとつに個性がある生命が、網の目のようにさまざまな関係でつながっていることをいう。

生物の多様性に関する条約（平成 5 年（1993 年）12 月発効）では、生物多様性を「すべての生物に違いがあること」と定義しており、「生態系の多様性」、「種の多様性」、「遺伝子の多様性」の 3 つのレベルがあるとしている。

■騒音規制法

工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音について必要な規制を行なうとともに、自動車騒音に係る許容限度を定めることなどにより、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的としている。

都道府県知事が、工場及び事業場における事業活動や建設工事に伴い発生する騒音を規制する地域を指定し、指定された地域内にあって著しい騒音を発生する施設（「特定施設」という）を有する工場・事業場について、規制基準を遵守させるための措置を講ずる必要がある。

た 行

■ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾジオキシンの通称であり、ダイオキシン類対策特別措置法では、これにポリ塩化ジベンゾフラン及びコプラナーポリ塩化ビフェニルを加えてダイオキシン類としている。

ダイオキシン類は、塩素を含む物質の焼却の過程で生成される有機塩素系化合物であり、その毒性は、発がん性、生殖毒性、催奇形性など多岐にわたる。また、ダイオキシン類は、分解されにくいいため、環境中に広く存在するといわれているが、量は非常にわずかである。

■大気汚染防止法

この法律は、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全することを目的として、(1) 工場及び事業場における事業活動や建築物の解体に伴う「ばい煙」や「粉じん」の規制、(2) 有害大気汚染物質対策の推進、(3) 自動車排出ガスに係る許容限度を定めることなどが盛り込まれている。

■地球温暖化

地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に見て上昇する現象。

■地産地消

地域で生産された農林水産物などを、地域内または出来る限り近い地域で消費すること。

■ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律

外来生物（移入種）による生態系などへの影響を防止するための法律。一般に、外来生物法と略称される。海外からの移入生物による、日本の生態系、人の生命や健康、農林水産業への被害を防止するために、飼育、栽培、保管又は譲渡、輸入などを禁止するとともに、国などによる防除措置などを定めている。

生態系などへの被害が認められる生物は、特定外来生物として指定され、飼育、栽培、譲渡、運搬、輸入、さらに野外への放出などが規制される。

■ 土壌汚染

人の事業活動その他の活動に伴い、土壌中に有害物質が残留、蓄積し、その結果、直接人の健康を損ない又は人の健康を損なうおそれがある農畜産物が生産され、若しくは農作物などの生育が阻害されることを土壌の汚染という。

土壌汚染の原因となる物質は、カドミウムなどの重金属やテトラクロロエチレンなどの有機塩素系化合物、ダイオキシン類などであり、28項目について環境基準が定められている。

な 行

■ 二酸化炭素

化学式は CO_2 。地球上で最も代表的な炭素の酸化物であり、炭素単体や有機化合物の燃焼によって容易に生じる。地表付近の大気的主要成分は、窒素 78.1%、酸素 20.95%、アルゴン 0.9%、二酸化炭素は 0.04%。大気中の比率はわずかなが、温室効果ガス総排出量の中では 76%と大半を占めており、地球温暖化に及ぼす影響が最も大きな温室効果ガスである。

日本の温室効果ガス排出量中の二酸化炭素の比率は 93.1%（平成 25 年（2013 年））にもなっている。

■ 二酸化硫黄

化学式は SO_2 。不純物として石炭中に最大 2.5%程度、原油中に最大 3%程度含まれる硫黄の酸化によって、石炭や石油などの燃焼時、また鉄鉱石、銅鉱石にも硫黄が含まれるため、製鉄、銅精錬工程から排出する。主要大気汚染物質の一つとして、また窒素酸化物とともに酸性雨の原因物質として知られる。

二酸化硫黄による汚染大気は呼吸器を刺激し、せき、ぜんそく、気管支炎などの障害を引き起こす。代表的な例として、四日市ぜんそくがあげられる。

■ 二酸化窒素

化学式は NO_2 。一酸化窒素（ NO ）と酸素の作用、又は硝酸鉛、硝酸銅の固体を熱すると発生する赤褐色の刺激性の気体。水に比較的溶解しにくいので肺深部に達し、肺水腫などの原因となる。

主として重油、ガソリン、石炭などの燃焼によって発生し、発生源としては自動車、ボイラー、暖房機器など広範囲にわたっている。

■燃料電池自動車

燃料電池で水素と酸素を化学反応させて発電した電気エネルギーを使って、モーターを回して走る自動車のこと。走行時には、水蒸気しか発生せず、大気汚染の原因となる窒素酸化物（ NO_x ）や二酸化炭素（ CO_2 ）を排出しない。

■ノーマイカーデー

自動車からの排気ガスによる大気汚染抑制の啓発を目的として、自家用自動車を利用しない日を「ノーマイカーデー」として設定されている。

は 行

■ハイブリッド自動車

エンジンとモーターの2つの動力源をもち、それぞれの利点を組み合わせて駆動することにより、省エネと低公害を実現する自動車のこと。

■ハイブリッド住宅

従来の電気やガスのほか、太陽光発電や太陽熱など複数のエネルギー源を効率的に活用する住宅のこと。住宅メーカーにより、定義や仕様は異なる。

■ビオトープ

本来、生物が互いにつながりを持ちながら生息している空間を示す言葉であるが、特に都市内の空き地、校庭などに造成された生物の生息・生育環境空間を指して言う場合もある。昆虫、魚、野鳥など小動物の生息環境や特定の植物の生育環境を意識した空間づくりが行われる。

■微小粒子状物質（PM_{2.5}）

粒径が $2.5\mu\text{m}$ （ $1\mu\text{m}$ （マイクロメートル）=1mmの千分の1）以下の粒子状物質。PMは、「Particulate Matter（粒子状物質）」の頭文字。肺の奥深くにまで入り込みやすく、ぜんそくや気管支炎などの呼吸器系疾患や循環器系疾患などのリスクを上昇させると考えられている。

なお、微小粒子状物質の越境汚染についての寄与割合は、西日本で大きく、九州地方では約7割、関東地方では約4割と推計されている。【微小粒子状物質の国内における排出抑制策の在り方について：中央環境審議会大気・騒音振動部会 微小粒子状物質など専門委員会】

■フードマイレージ

食料を運ぶ輸送距離。距離が短いほど輸送にかかる環境負荷が軽減できる。

■浮遊粒子状物質

略称はSPM。浮遊粉じんのうち粒径が $10\mu\text{m}$ （ $1\mu\text{m}$ （マイクロメートル）=1mmの千分の1）以下の粒子をいう。 $10\mu\text{m}$ 以下の粒子は気道、肺胞への沈着率が高くなる。略称のSPMは、「Suspended Particulate Matter（粒子状物質）」の頭文字。

■フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律

業務用のエアコンディショナー、冷蔵機器及び冷凍機器でフロン類が充てんされているものを「第一種特定製品」と規定し、これらの機器の廃棄などにあたっては、フロン類を機器から回収し、破壊することを目的としたフロン回収・破壊法（特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律）が改正され、平成 27 年（2015 年）4 月 1 日から施行された。略称「フロン排出抑制法」。

■フロンガス

炭化水素の水素原子のいくつかが、塩素原子やフッ素原子で置き換ったものの総称。熱に強く冷媒、溶剤としてすぐれた性能をもっており、クーラーや冷蔵庫などのほか、半導体産業での洗浄剤としても広く利用されている。しかし、成層圏のオゾン層を破壊し、その結果地表の紫外線を増加させ、人間や生態系に影響を及ぼすおそれがあるとして一部を除いて生産が中止された。

■文化財

文化活動の結果として生み出されたもので文化的価値を持つもの。文化財保護法では有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物及び伝統的建造物群の 5 分野が文化財として定義されている。

ま 行

■緑のカーテン

「ゴーヤ」や「アサガオ」などのツル性の植物を、窓の外や壁面に張ったネットなどに這わせて、カーテンのように覆ったもの。

窓から入る直射日光をさえぎるので、室内温度の上昇を抑えとともに、植物が根から吸った水分を葉から蒸発させ周りの温度を下げる「蒸散作用」効果があがる。

や 行

■野外焼却

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により廃棄物の野外焼却（野焼き）は、一部の例外（河川敷の草焼き、焼き畑・あぜの草及び下枝の焼却・漁網にかかったごみの焼却など）を除き禁止されている。例外においても、住宅密集地・農地・山林などの地域の状況によって周囲の環境保全上問題となる場合は、指導の対象となる。

■有害化学物質

有害化学物質は、環境を経由して人又は動植物に有害な作用を及ぼす化学物質を指す一般的な総称である。具体的には、人の健康又は動植物の生息・生育に被害を生ずるおそれのある物質として大気汚染防止法、水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法などで指定されたものは有害化学物質といえる。

ら 行

■リサイクル率

ごみの総排出量に対する資源化されたゴミの量の割合。

計算式は、総資源化量÷ごみ総排出量×100（％）

■レッドデータブック

国または地域ごとに、絶滅危惧種を記し、各々の種の現状を調査した報告書。

絶滅にひんしている動植物の種を記した資料集。日本に関しては平成元年（1989年）に作成された。

英数字

■BOD：生物学的酸素要求量（Biochemical oxygen demand）

■CO₂：二酸化炭素

■CO₂：二酸化炭素

■E A 2 1

中小企業、学校、公共機関等に対して「環境への取組を効果的・効率的に行うシステムを構築・運用・維持し、環境への目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、報告する」ための方法として環境省が策定したエコアクション 21 ガイドラインに基づく事業者のための認証・登録制度。

■E S D

E S Dは、Education for Sustainable Development の略称。

世界の環境、貧困、人権など様々な課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組むことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと、それによって持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動。

■I S O 1 4 0 0 1

組織活動、製品及びサービスの環境負荷の低減といった環境活動の改善を実施する仕組みが継続的に運用されるシステムを構築するために要求される規格。

■NO₂：二酸化窒素

■PM2.5：微小粒子状物質

■P R T R制度

P R T Rは、Pollutant Release and Transfer Register の略称。

化学物質排出移動量届出制度。有害性のある多種多様な化学物質が、どのような発生源から、どれくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを把握し、集計し、公表する仕組み。

■ SO_2 : 二酸化硫黄

■ SPM : 浮遊粒子状物質 (Suspended Particulate matter)

■ 3R (サンアール・スリーアール)

「ごみを出さない」「一度使って不要になった製品や部品を再び使う」「出たごみは資源としてリサイクルする」という廃棄物処理やリサイクルの優先順位のこと。

「リデュース (Reduce=ごみの発生抑制)」「リユース (Reuse=再使用)」「リサイクル (Recycle=再資源化)」の頭文字を取ってこう呼ばれる。

奈義町環境基本計画【改訂版】-2016-

発 行 日／平成28年3月

発行・編集／奈義町税務住民課

〒708-1392

岡山県勝田郡奈義町豊沢 306-1

TEL 0868-36-4112 FAX 0868-36-6771

URL <http://www.town.nagi.okayama.jp/>